

陸中海岸におけるイルカ漁の歴史と民俗(上)

(History and Folklore of Catching Dolphins at Rikuchu-kaigan(1))

中村 羊一郎

Yoichiro NAKAMURA

(平成十八年九月十三日受理)

日本列島の太平洋側東北部に位置する陸中海岸には、リアス式の海岸線が織り成す多くの入り江がある。なかでも岩手県下閉伊郡の山田湾には、暖流に乗って回遊するイルカがしばしば「浦入り」をしてきた。湾に面した大浦集落では、これを網で囲って海岸にまで追い込んで捕獲する、イルカ追い込み漁が近世の早い時期から行なわれており、この種の漁法としては日本の最北端での実施例に位置づけられる。村内外の出資者が金本、村内の有力者が瀬主(網元)となり、集落全戸が参加して行なう大規模な漁であり、時には一度に数千頭の漁獲があった。盛岡藩には、年間五貫文の礼金を納入して漁の権利を確保したが、藩も新規参入者を認めず村方を支持して漁を継続させた。漁の収益は全戸に配布され、公共の用途にも使用された。明治以降、岩手県の水産行政ではイルカ漁は埒外に置かれたため、漁は慣例に従って続けられていたが、いわゆる旧漁業法が施行されてイルカ漁の位置づけも明確になり、正規の漁業権が確立した。本稿では、この過程を史料に基づいて跡づけるとともに、村落

をあげての集団漁労活動の意義と、漁民のイルカ観を考える。なお、大浦におけるイルカ漁は、大正期に入ってから数回の捕獲記録を残すのみとなり、昭和以降は全く行なわれなくなった。

はじめに

本稿は、列島各地で営まれてきたイルカ追い込み漁をめぐる歴史と民俗に関する調査・研究の一環である。列島の、太平洋沿岸地域では三陸地方まで、日本海側では富山湾あたりまでの地域で、黒潮に乗って回遊してくるイルカを捕獲して食用とする習慣が広くみられた。捕獲の対象となるイルカは、マイルカ、カマイルカ、ネズミイルカなどのほか、クジラの仲間に分類されることもあるゴンドウ類である。筆者は本紀要誌上において二回にわたり九州地域における実態をとりあげ、その歴史や注目点を明らかにしてきたが、本稿はそれに引き続き、岩手県下閉伊郡山田町大浦における本州最北端の事例を報告したものである。

陸中海岸の大浦と大船渡市赤崎は、回遊してくるイルカを網で囲って文字通り一網打尽とするにふさわしい地形であり、江戸時代からイルカ追い込み漁が盛んに行なわれてきた。とくに大浦においては、漁の始まりについて記載した文書が地元に残されているだけでなく、とくに明治期の資料が岩手県の公文書中に保管されている。漁は大正中期に終わってしまったが、幸いなことに貴重な体験談を聞くこともできた。本稿ではこれらの資料をもとに、大浦のイルカ漁の歴史と漁の実態を具体的

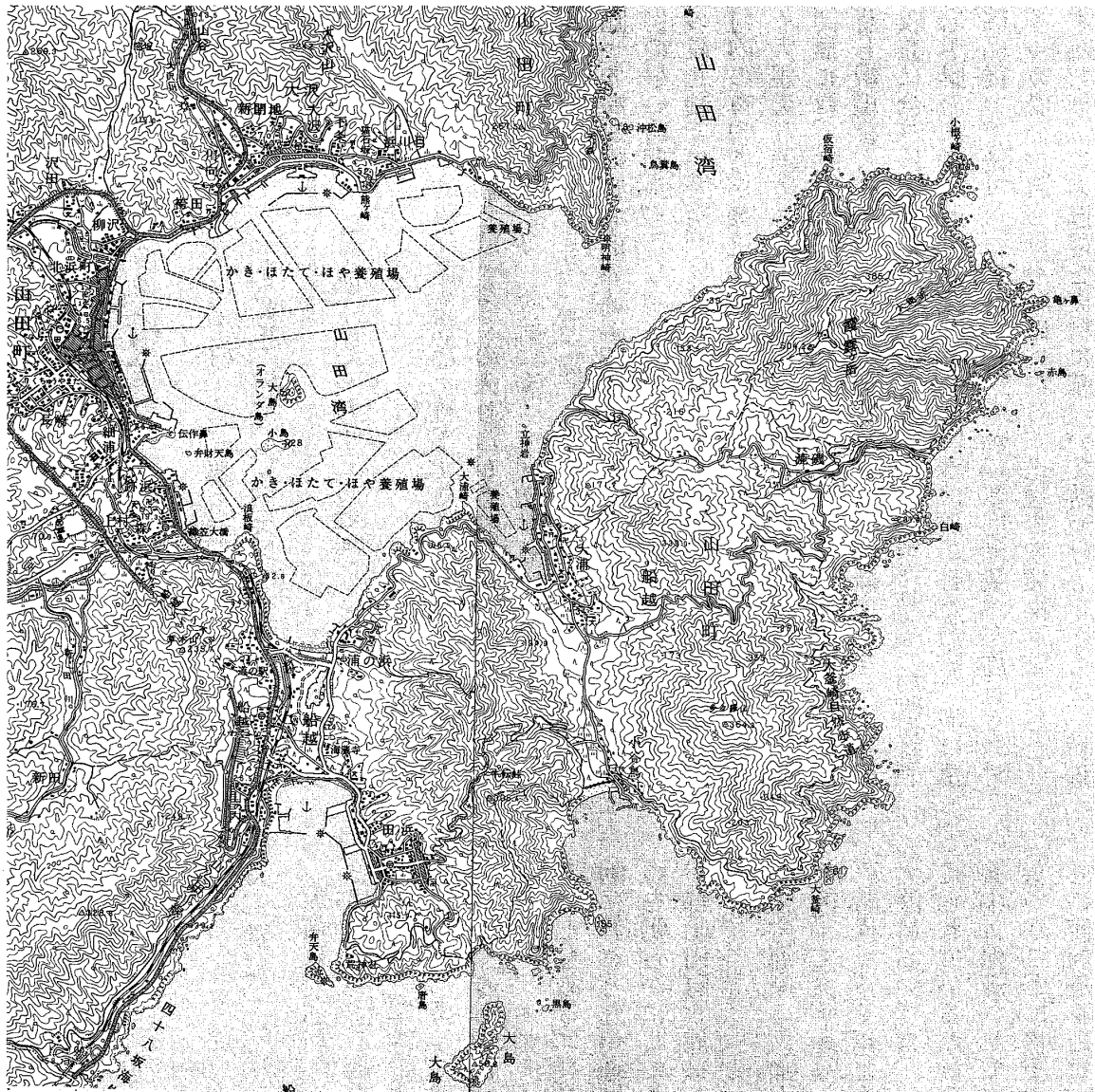


図1 山田湾と大浦 (5万分の1地形図「霞露岳」「大槌」を縮小)

に明らかにしていきたい。なお現在の三陸地方のイルカ漁といえば、大槌漁港などを基地とするツキンボ漁のことをさすが、これは近代以降に開始された個人的な漁法であり、かつ対象となるイルカも寒流性のイシイルカが中心となっているので、当面は本稿の対象としない。

一 近世における大浦鯨漁の展開

1 下閉伊郡山田町大浦の概況

大浦を含む船越村は、三陸海岸の一角にある山田湾の南側に突き出した半島全体で構成され、半島の付け根の南側に発達した船越を本村とし、枝村として田野浜、小屋島(小谷島)、大浦があった。船越という地名の起源は、古くは島であったので船で島に越したという説と、現在もごく狭小なくびれ部分を、船をかついで越えたことによるという二説がある。枝村のひとつ、田の浜は船越湾に面する本村の南側に位置するが、半島はその先の中央部でもうひとつ大きくくびれていて、そのくびれ南側部分に小谷島があり、その

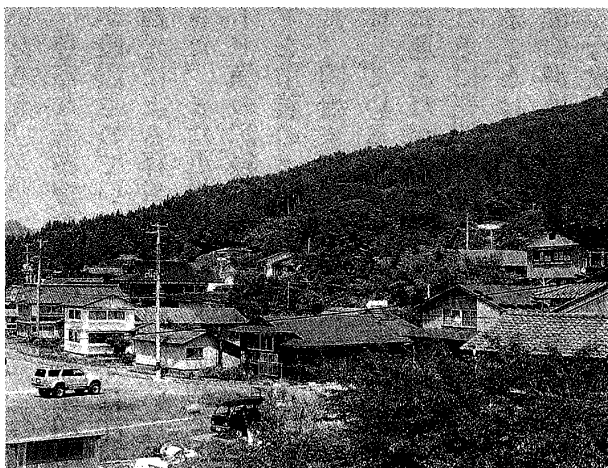


写真1 大浦の集落

反対側、すなわち山田湾に面したくびれ部分に大浦がある。海に突き出した半島の東半分中央には標高五〇四mの霞露ヶ岳があり、そこから急峻な斜面が直接海に落ち込んでいる。歴史をたどると、船越は南北朝時代の船越氏の本拠地であり、船越御所に北畠顕家の遺児が住んだといわれる。のち信濃から来たという小笠原氏が婿に入って勢力を拡大し船越党と称された。江戸時代には閉伊郡に属し盛岡藩領の大槌通に含まれ、最初は支藩、のちには代官所がおかれた。寛永二十年(一六四三)に突然オランダ船が来航し、船長以下一〇人の乗員は南部藩に捕らえられ、のちに出島に送られるという事件が起きた。これにちなんで湾内に浮かぶ島のひとつが今にオランダ島と呼ばれている。

近世船越村の石高は二八〇石余り、『角川地名大辞典』の引く「邦内郷村志」によれば、家数二九七、集落別に田野浜一二六、小谷島一九、大浦六九とされるが、安政三年(一八五〇)には、大浦の家数が一三四とある。引用される資料によって船越村全体の家数には大きな差があり、

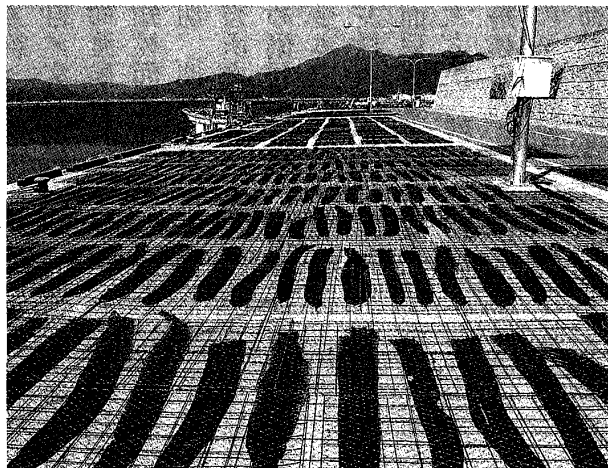


写真2 大浦漁港で乾燥中のコンブ

はじめは東閉伊郡、明治三十年から下閉伊郡に属している。ここで明治以降の大浦を含む船越村の漁業状況を見ておこう。明治初期の山田湾内五か村の状況を記した『岩手県管轄地誌』(明治十一年十二月)²⁾によれば、飯岡・山田・大澤・織笠・船越の各村はいずれも数隻の商船を保有するだけでなく、サケ・マグロ・イワシ・スルメイカや磯物を採取するための相当数の漁船をもっている。ここに列挙された海産物のなかに「鮪」すなわちイルカを含むのは船越村のみである。当時の船越村の戸数は四四一、人口は一九六九人である。明治十三年の漁民戸口・漁船取調表によれば、船越の専業戸数は二五〇、一一八〇人、兼業戸数は二〇五、人口は九七〇人とあり、合わせて四五五戸、二一五〇人となる。ほぼ全戸が漁業に関連しているといつてよ

大浦集落の戸数(家数)も六九から一三四という具合である。後述するように大浦のイルカ漁は集落をあげての作業となるので、家数を明確にしたいところだが、現時点ではあいまいなままにするしかない。明治になって船越村は江刺県、盛岡県などを経て同五年から岩手県に所属し、

いだろう。

豊富な漁業資源に恵まれた山田湾内には、多数のマグロ建網が設置されていた。その多くは江戸時代に開発されたもので、網元による経営に加え村請というかたちで漁民の生活を支えてきた。また近世の資料では大浦でトドをとっていたようである。トド漁の記録があるのは小谷島で、網船と追船の二艘一組でトドを巾着のような網に追い込み、海中に沈め窒息させて捕獲した。明治末年生まれの人が、小谷島の鮪須賀というところで解体しているのを見たことがあるという。肉は牛につけて田の浜に運んだが、販路はわからない。残っていたトド網は昭和十年ころに売却したという。トド漁の体験やマグロ建網の組織があることは、不時にやってくるイルカの群れを捕獲し、さらに大漁の漁獲物をさばくための経験が蓄積されていたことになる。

行政的には、明治二十二年に成立した船越村においても枝村はそのままだに維持され、一村全部が船越村として大字は編成されなかった。なお明治二十九年の三陸大津波では船越湾から山田湾に津波が突き抜けたほどで、大浦だけでも三六戸流失、死者三二名にのぼった。また昭和八年の大津波でも大きな被害を受けている。船越村は昭和三十年に山田町と合併し山田町の大津波となり、その下に船越・田の浜・大浦が集落として位置づけられた。なお小島谷は大浦に含まれ、両者合わせての世帯数は、三三〇、人口は一〇〇二(平成十八年九月現在)を数えている。

2 大浦イルカ漁の始まり

山田湾イルカ漁の初見は、享保十二年(一七二七)とされる。

同時代の資料はないが、この年より一一年後の元文三年(一七三八)「相渡申手形之事」(後出の史料②)という表題の文書の端書に「享保十二年ノ鮪網初る」という書き込みがあるからである。これは後に追加されたメモに過ぎないものの、享保期から鮪漁が始まったとする伝承や、この年からわずかに遅れた寛保元年(一七四一)の「乍恐奉指上口上之事」(次に示す史料①)からみても、おそらく事実とみてよいだろう。まずこの史料①によって、イルカ漁開始のいきさつから見えていくことしよう。

史料1

乍恐奉指上口上之事

一、当浦鮪網老々年五貫文宛御礼銭ニ而数年仕続申所ニ、当年ノ拾ヶ年之内二百ノ文御礼銭内百ノ文者証文引替に指上、残る百ノ文八ヶ年内ニ割合指上可申と願人相出申ニ付、下拙共ニ被仰渡候、元来此鮪網、御国ニ無御座漁ニ御座候得ハ、拙者共存知候而仕立申義ニ者無御座候、当町平右衛門名屋ニ居申候ふし切、仙台御領唐丹村六之丞と申者見立申候而、鮪網仕立申度由、当所之者ニ相談仕候、我々不被存漁ニ御座候得共、村相統之ため爾候ハハ仕立可申由請合申候、依之唐丹村より網師清兵衛・金本六右衛門つ連立參候、右六右衛門漁之物半分取可申由ニ付、左様ニ而者村相統ニ成兼申ニ付当所ニ而四人相クわわり五人ニ而只今まで仕続申候、右鮪網拾頭に割老頭金本、老頭清兵衛・六之丞、残る八頭村中ニ而大小割合ヲ以只今迄致居候、当浦者舟越之内ニ而茂崎浜ニ御座候得ハ、塩風あらく取分下畑故、みのり無御座半年茂た遍不申、漁一通りニ而諸御役等茂上納仕身命助申候、地付漁者崎網ニ而不漁仕、御買鮭茂買調年々御運上

まよい仕候所に、拾ヶ年以來鮪漁少々宛仕身命相助、御役等茂上納仕候所ニ、擲川に罷成村中迷惑仕候、乍然御為増上申者御座候へハ、拙者共勝手斗願上申茂如何と御座候間、当年の老ヶ年に拾ヶ文宛例年指上可申候間、永代御証文被下置度奉存候、唐丹之者共存知如何と御座候間、御慈悲之御了簡ヲ以村中江被下置候ハハ難有存候 以上

大浦老名 下左右衛門[㊦]

同 仁三郎[㊦]

寛保元年四月廿四日 同 吉右衛門[㊦]

同 惣村中

船越肝入 藤右衛門[㊦]

戸来源左右衛門 様

中原甚五兵衛 様

この資料は、開始後わずか十年余りにして、高額の運上金を提示して鮪漁に参入しようとする者が出現したため、大浦における諸事情を説明することで漁継統を認めるよう大槌代官所に訴えたものである。前段において鮪漁開始のいきさつ、後段は高額の運営金を提示しての新規参入者への対抗策を述べたものであるが、まず前段における鮪漁開始の経過をみていくことにしよう。

そもそも大浦においては、元來イルカ漁などは行なわれていなかった。ところが、当町(代官所が置かれていた大槌町と推定される)の平右衛門という人物が経営する「名屋」すなわち納屋(鯉節生産場)にきていた「ふし切職人」の六之丞が大浦をイルカ漁の適地であるとみて、網を仕立てることを提案して

きたので、大浦の人々は、経験のない漁ではあるが村にとってよいことであると考えて、申し出を受け入れたのである。イルカ漁を提案した六之丞は仙台御領唐丹村(釜石市)から平右衛門のもとに雇われていた人物であるという。おそらく鯉節作りの職人として紀州あたりから出稼ぎに来ていた者であろう。漁業先進地である関西方面からカツオ漁と鯉節加工に関する技術を携えて三陸地方にやってきた漁民は多い。盛岡藩庁の日記である『雑書』によって、早くも寛文十一年(一六七二)には盛岡城下の商人が伊勢から鯉釣師を閉伊沿岸に呼び寄せ、「いせふし」を作らせて盛岡で売り出していることがわかる。これより少し遅れて延宝三年(一六七五)には紀州から唐桑半島に招かれた漁師がカツオ漁を実践して大きな成果をあげている。紀州は早くから捕鯨が盛んであり、イルカ追い込み漁についての経験もあったので、イルカの回遊状況と地形とを勘案して、この提案に到ったものと思われる。

大浦が鮪漁を承知すると、唐丹村から網師の清兵衛と金本(資金提供者)の六右衛門がやってきた。最初の提案では、金本の六右衛門は漁獲の半分を提供せよということだったが、さすがにそれは受け入れられず、おそらく六右衛門は計画から降りて、大槌町の平兵衛が金本に加わり(このことは次の史料²の金本にその名が見えることから推定できる)、大浦からも四人が加わって金本は五人となった。この四人についても史料²から推定すると、大浦の儀左右衛門・仁三郎・与惣兵衛それに小谷鳥村(大浦と同じく行政的には船越村の一部)の又左衛門である可能性が高い。そして次のような配分率となった。すなわち、全体を一〇頭とし、一頭(全体の一〇%)を配分の基本

単位とする。それに従うと、金本(五人)が一頭、網師の清兵衛と見立て人の六之丞とで一頭すなわち各半頭、残りの八頭を大浦全体で配分する。これ以上のことは書かれていないが、出資者たちが優先的に二頭を引いた残りが実働部隊としての村方に配分されるという仕組みである。これが鮪網開始当初の配分比率であった。

3 配分率の変更と惣仲間

しかし漁の開始からわずか一一年後、鮪漁開始の年を記してあるということ、最初に紹介した元文三年(一七三三)「相渡申手形之事」が作成された。その主旨は従来の配分法に不満をもった漁民たちが金本たちに配分方法の変更を要求し、その一部が認められたというものである。なお時期的にはこの文書のほうが古いにもかかわらず、元文三年文書の鮪網拾頭とは異なつて、鮪網八頭半となっている。この理由は、役所に対しては当初の慣行をそのまま記述したと考えるしかない。しばらくこの文書(史料2)に基づいてイルカ漁の配分率の変化を見てみよう。

史料2 相渡申手形之事

一、鮪網八頭半之内金本頭壱頭網初を相立指置申候所、此度惣仲間江打込申積リニ、貴殿方江申懸ケ候所御承引無御座、依而、網打すて指置申候得共、御披露被成候筈ニ罷成候所ニ大沢・小谷鳥老中被及御聞候、今日御出候さくばいのこる、金本頭之四分一ハ被下惣仲間江打込被下候、依之末々出入不申様ニ定目書揃而頭老中村中判形仕候

定目書之事

- 一、瀬主之内、儀左右衛門殿壱人前仲間江買取三分一ハ惣仲間江打出し申答ニ相定
- 一、金本頭

大槌町
平右衛門
小谷鳥村

又左衛門
当村

仁三郎
与惣兵衛

此内四分一惣仲間江打込申答相定申候

鮪網頭ト

- 一、六人組
- 組頭 勘兵衛

(以下五名略)

- 一、七人組
- 組頭 才三郎

(以下六名略)

- 一、七人組
- 組頭 伊作

(以下六名略)

- 一、拾人組
- 組頭 清次郎

(以下八人略)

- 一、拾人組
- 組頭

(以下九人略)

七郎八

金本頭

一、拾式人組

組頭

孫之丞

立会人大沢

金兵衛 判

儀兵衛 判

(以下一人略)

小谷鳥村

拾參代呂二分老前、孫之丞、市之丞、小三郎、甚三郎、長九郎、忠平、右六人ニ而分ケ取申筈

重右衛門

右之通り人数之内「不読」惣仲間江打込申筈、此末手前不叶

与兵衛

者御座候茂売網ニ者不仕候筈候、此末何儀ニ而茂申者於御座候

伊兵衛

者、両村立合之老共罷出急度埒明可申候、為後日之定目書如件

村瀬主

一、半頭者

六之丞

仁三郎 殿

一、半頭者

六之丞

与惣兵衛 殿

船賃

右者六之丞殿分惣仲間拾頭ニ割、半頭之内、五ヶ二六之丞、

五ヶ三船賃、船者漁ニ逢申船斗り取り申筈、大とめ留切、翌日

鮪取り申時分斗出申船者半代宛打申筈相定申候、以上

一、此末鮪網入方金之儀者、前之通金本頭を相出し申筈、漁次

第二引取申筈ニ相定申候、若不漁之節者何年成共漁有之節請取

申筈、尤入方金利足なし相究申候

以上

鮪網組頭

勘之助

才三郎

伊作

七郎八

清治郎

孫之丞

元文三年午ノ三月廿四日

この文書はかなり難解であるが、いちおう筆者なりの解釈を示してみる。まず、大浦で行なわれてきた鮪網は出資者である

金本頭、経営の主導者である瀬主、実際の働き手である鮪網頭

(六人から二人で構成されている六つの網組)の三者によつて運営されている。その配分方法は、さきの史料1で見たと

に全体を一〇頭とし、三者が既定の割合によつて分け合った上

で、それぞれの分け前をさらに組内で配分する仕組みであった。

そこでまず「鮪網八頭半之内金本頭を頭初を相立指置」とい

う意味を確定する必要がある。鮪網開始当初の配分が全体を一

〇頭とし、まず出資者などが二頭をとるといふ決まりであった

のに、ここで八頭半とあるのはなぜであろうか。これについては、

何らかの理由により全体を一〇頭とすることを止め、八頭

半に変更したと考えるしかない。そのことに関する文書はない

ので推測の域をでないが、史料2の後半に、六之丞の取り分が激減する規定になっていることと、漁開始に関わった唐丹村清兵衛の名が消えていることと関係あるかもしれない。いずれにしろ、これは一頭の価値が上がるといふことであるから、無条件で一頭とることのできる金本たちの取り分が増えていることになる。そのことが、漁民たちの反発を招いて今回の変更要求になったのではないかと考えられる。以下、この前提にたつて分析してみよう。

大浦漁民たちの要求は、収益の中からまず金主の取り分を引き去り、その残額を割合に従って関係者に配分するのではなく、最初から「惣仲間江打込」にせよとする。これは最初の引き去りをやめて、一頭の価値を定めるといふ意味であり、そうすれば一頭相当の額は高くなって、同じ割合でも取り分は増えることになる。逆に金本たちの取り分は減少するから、金本たちは拒否した。すると、漁民たちは網を捨てて漁から手を引く決意を示した。いわば村方騒動に発展しかねない情勢になって、「御披露被成候」すなわち代官所の知るところになると面倒である。そこで隣村の小谷鳥の老名（おとな）が仲裁に入り、次のような妥協が成立した。

①瀬主三人の取り分一頭のうちの一人分（儀左右衛門の持分）すなわち三分の一頭を仲間で買い取り、惣仲間の勘定に算入する（ここでは惣仲間が買い取るだけの資金力を持っていたことが重要である。のちの史料からその金額は五両と三三文であったことがわかる）。

②金本四名分のうち、一名分は惣仲間の勘定に移す。

③六之丞の取分は、①②の処理がすんだあとの惣仲間分を一〇

頭としたときの半頭のうちの五分の二とし、残りの五分の三は船賃とする。ここに出てくる六之丞は、最初に鮪網を見立てたという「ふし切職人」の六之丞と同一人であろう。本来は半頭の配分があったはずである。

まとめてみると、漁獲全体を八頭半とし、まず金本頭が四分の三頭、瀬主が同三分の二頭を抜き、残りが惣仲間打込（全体勘定）ということになる。つまり、惣仲間全体額は、 $85-10.75-0.66=73.99$ ということになり、これを惣仲間打込すなわち一〇

〇頭とするから、惣仲間内の配分基準となる一頭は水揚げ全体の約七割一分ということになり、改正前（ $85-10.75$ ）の六割五分に比較すれば、おおよそ六%の増加ということになる。

つぎに惣仲間のうち、一般漁民の収益についてみると、村は大きく六組に編成され、一組の構成員は六人から二人となっていて、総計で五二人の名が挙がっている。おそらくこれに施主たちを加えた数がこの時点での大浦の全戸数であろう。これらの組に対しては、後の例を参照すると構成員の数によって配分比率が異なるようであるが、本史料ではそこまでは分からないう。ただ最後に出てくる拾式人組内の分け方が明らかにされている。組配分高を一三代呂（シロ）とし、二人で一シロずつ分けた残りの一シロは、孫之丞ら六名で分け合っている。六名がとくに他のものよりも何らかの貢献度が高いからであろう。この元文三年（一七三八）「相渡申手形之事」によって定められた村方内部での配分率が、のちのちまで維持されたかどうかは不明だが、瀬主のもとに六つの組があるという組織は近世を通じての基本になったと見られる。

この鮪網に対して盛岡藩はどのような課税をしていたのだら

うか。金本ないし瀬主が藩から正式に請け負ったという記録はないが、毎年五貫文の「御礼銭」を役所に上納していたことが、史料1から明らかである。金本が利益配分で優先されているのは、この金額を彼らが毎年漁不漁に関わらず上納していたからである。また、史料2に「此末鮪網入方金（藩に納入すべき御礼銭）之儀者、前之通金本頭」から納入しておいて、漁があり次第その分を受け取るが、かりに「不漁之節者、何年成共漁有之節請取申筈、尤入方金利足なし」、すなわち不漁であっても建替えて納入し、しかも無利子である、と決められていた。

4 惣仲間打込要求の背景

ここで興味深い問題がある。それは大浦の漁民たちが、いかなる契機でこのような突き上げをするに到ったのかということである。その辺の事情を物語る史料は残されていないが、瀬主に対して漁民全体の権利が強化される傾向は、当時の盛岡藩の沿岸部ではかなり一般的であったとされる。盛岡藩時代から岩手県に至る漁業政策史を研究した高橋美貴は、十七世紀後半にいたって、鮭の不漁が続く中で、沿岸部の瀬主たちの経営が苦しくなり、藩に対する運上金に事欠く有様となったため、従来の隷属的な名子による労働編成を改め、「地付之百姓惣様」を「網子」労働力として加えることで経営の建て直しを図り始めたという例をあげている。この流れは運上金の確保を狙う藩当局にとっても好ましい傾向であった。盛岡藩が元禄十四年（一七〇一）に任じた「海辺大奉行」の役割は、藩財政維持のためにこのような漁業構造再構築を進めるものであったと考えられる。これがさらに進めば、定瀬主請負・百姓惣様実働、という

形から、瀬主・漁業生産ともに村方が主体となる構造へと変化していくとされる。この指摘に従えば、大浦においても一般漁民すなわち惣百姓の発言力が増したことが、この「惣仲間打込」要求になったとみることができるともいえない。

だがイルカ漁に関しては、もうひとつの要因を勘案しなければならぬ。それは、イルカ漁の構造そのものにある。つまりイルカ漁は、同じ大がかりの網であっても、瀬主がすべての資本を提供し、網子を雇用する建網とは異なり、集落構成員の全員参加を前提にした構成をとっている。このことは、特定の有力者の配下に入っている強制的な雇用労働ではなく、いわば共同作業ともいえる。そのことは、利益配分の仕組みに明らかである。後述するように、収益は村人全員に均等に配分されるだけでなく、女・子ども・老人、出稼ぎ人の留守家庭にも一定の分け前が与えられるだけでなく、村内の信仰施設など公共のためにも使われる。しかもイルカの回遊は全く予測できないが、来てくれさえすれば一挙に巨額の収入となる、まさに天の恵みであると認識されていた。したがって「惣仲間打込」は、出るべくして出た要求であり、瀬主は自らの取り分を削って、その声に応えなければならなかったのである。ただし、そうした声が、この時点であがったことの背景には、高橋が説くような一般的傾向があったといえるかもしれない。

5 御礼銭と権利の移動

ここで再び寛保元年（一七四一）の文書（史料1）の後段に戻ろう。この文書が作成された理由は、生駒権兵衛なるものが「一〇年間を御礼銭二〇〇貫文で請けたい、さらに許可と同時に

に一〇〇貫文を御礼銭として上納するだけでなく、残りの一〇〇貫文も八年以内に支払う」という破格の内容で藩に請負申請をしたからである。思わぬ競合者の出現である。それに対して大浦では、村の自然条件の厳しさと、それに起因する生活の困難さをあげながらも、対抗手段として、御礼銭は年一〇貫文とする、と訴えている。藩のほうでも漁村維持の政策のもとで村方の訴えを認め、肝煎である船越村藤右衛門を呼び出し、大浦の言い分はもっともであり、生駒源兵衛の申し出は取り上げないこと、また礼銭も従前通り年に五貫文でよろしいとの結果を伝えた。競合者排除は成功し、大浦村落全体で経営する鮪漁は維持できた。御礼銭年額五貫文は近世を通じて一定である。生駒源兵衛の申し出を取り上げなかったのは、先に見たような藩政の流れに沿ったものであったかもしれない。

なおここで確認しておきたいのは、鮪漁に関する権利の表現方法である。ここに引いた資料に明らかのように、漁の成果全体を一〇頭と表現し、それを分割して配分高の表示としていたが、のちには分割された一単位を「丁」と表現するようになっていた。たとえば一頭を四丁とすれば、その一丁は四分の一頭と同義である。このように収益を得る権利が抽象化されることで、譲渡が可能となり売買の記録が現れる。なお、同様に丁府という表現も使用され盛岡藩の都市部においては数千に分割されるような事例も見られた。

ところで、史料②において、瀬主三人のうち一人分を仲間で購入取ったとあったが、後にその売主が買い戻しを請求している。延享三年（一七四六）の「相渡申書付之事」（乙一号証）で、瀬主の一人である権兵衛（船越村網持主）が「瀬主壱頭之

内、儀兵衛・与三兵衛・拙者三人ニ而取来候処、差支之義有之、拙者網前三分壱」を五両と三三文で譲ったのだが、このたび、同額を払うからその権利を戻して欲しいというのである。この文言からみれば、三分一の権利を惣仲間譲渡した儀左右衛門は、この権兵衛と同一人か同じ家の者ではないかと考えられる。この申し出に対しては「村中相談の上」半分だけを売却代金の半額でもって買い戻すことを認めている。ただし権兵衛はそれに必要な資金を、今回入手する権利を担保にして田野浜村の平右衛門から借金している（第一号証）。

寛延二年（一七四九）にも、瀬主の権利をめぐる問題が起きた。大浦の治郎右衛門・四ヶ村老名共・肝煎藤右衛門連名で、瀬主儀兵衛・同平五郎・何々中間衆あての「相渡申書一札之事」（第二号証）によると、この年の前年から船越村の浜でも鮪漁を始めたということになり、船越では大槌役屋まで証文を貰えるよう出頭した。この許可が下りれば大浦の鮪漁にとっては打撃である。そこで大浦の瀬主と拙者（治郎右衛門）が奔走して何とか申し出を食い止めた。ついで大浦の鮪漁に関する収益権を分けてほしいというので、瀬主や小頭衆と交渉したが埒が明かず、結局藤右衛門のとりなしにより、瀬主二人と惣仲間でもっている各一丁（全三丁）のうち、惣仲間の一丁を一〇に割り、そのうちの二を治郎右衛門がもつ、ということになった。今後は、漁にあたっては瀬主の一人として網仕事にあたることを約束する、という内容である。

また安永七年（一七七八）には、金本四人のうちの一人、大槌八日町の平吉は、金本の権利である一頭の四分の一を大浦の儀兵衛に売り渡している。（第三号証）。このように漁について

此之類大方江戸売物と心得申候

これによれば、ゆるか粕すなわちイルカの油をとったあとの粕がイワシ粕などとともに江戸向けの商品として積みこまれていたことがわかる。この中に大浦のイルカが含まれていたことは間違いあるまい。イルカ油の製法には、脂身を小片にして釜で炒ったり、煮て上澄みをとる方法もあるが、大浦の場合、明治期の報告では、蒸して莫塵で濾すとある。この粕が「ゆるか粕」である。イルカは鯨と同様に、ほとんど捨てることなく利用されていたのである。

二 明治初期における岩手県の水産政策と大浦鮪漁

1 漁業請負制の実態

明治新政府の指導により地方の漁業政策は大きく変容した。岩手県状況を『岩手県漁業史』^①によってまとめておこう。

明治四年七月に旧盛岡県が布達した「一般規則」は、旧藩時代に無年季であった漁業権に年季を定め、鑑札を交付して漁業に対する権利性を明確にすると同時に、そこから確実な漁業税収を期待した。さらに明治六年、岩手県は新開の漁場や年季明けの漁場に対し入札制を採用した。いっぽう明治政府は明治八年十二月の太政官布告において、従来人民が海面を区画して捕魚採藻等をしてきたが、この海面は固より官有であるから、使用にあたっては借用を願ひ出よ、という「海面官有宣言・海面借用制」を打ち出した。じつは岩手県は同年一月に雑税規則を布達して従前発行されてきた漁場使用の鑑札をすべて返納させ

ており、太政官布達の意図を先取りしている。しかし具体的な運用においては混乱が生じたようで、九年七月に太政官布達は廃止され、海面官有は堅持されたが、海面借区制は撤廃され、漁場使用については地方的慣行が重視されることになった。だが県は十年にいたり入札制を復活させたため、漁業採藻税は高騰し、しかも直接漁業とは関係ない内陸部の資産家が落札者になる傾向が顕著になったのである。

明治十年に県税務課は、各村から地域の伝統的漁場の名称、来歴、経営主体、位置、魚種、漁獲量などを書き出させた。^②船越村の漁場の一例として、筆頭に挙げられている「金浜」の鮪建網漁場の記載内容を紹介する。

史料 3

第三号

閉伊郡船越村

字金濱

一 鮪 建網漁場

船越村 惣兵衛

来歴

是者往古凡三百年已前当村惣百姓ニ而切開旧盛岡藩江願許可ヲ受取来候行処安政三辰年水災ニ而書類悉皆流失候故来歴不詳其後安政五年ヨリ追々継願仕候明治九年迄引続村内共有ニ而取行来候事に御座候

区域

是者船越村字蛭子堂ヨリ北地藏堂迄蛭子堂ヨリ申西江向海上三百四十間程坪ト定北江向建網取設別紙絵図面に候事
漁利

是者夏鮪建網場所ニ而平均ニ而鮪三百本位収利ニ候事
税金沿革

是者古昔開業ノ節ヨリ御札金として錢七貫文ツ、上納仕来候ヌ
安政五年ニ至増税ニ付金壹両上納慶応四年之度尚又増税ニ而金
壹円五十錢上納明治八年ヨリ増税金五円上納罷有候事
右之通相違無御座候也

第十八大区九小区船越村

稼人 惣兵衛

明治十年二月

金浜に設置する鮪建網については、三百年以前というから戦
国時代末期から江戸時代初期にかけて船越村の惣百姓が開発し
たもので、盛岡藩時代には毎年お札金として錢七貫文を上納し
てきた。安政三年の水害で関係書類をすべて失ったために詳細
は不明であるとしているが、一応は開発漁民の権利が認められ
定額納税をすることで権利は継続されてきたのである。しかし、
その権利が入札によって全く関係ない内陸部の商人に移動する
ことも有り得るとなれば、村では従来よりも高額を支払っても
権利を確保しなければならぬ。

ここでもう一件例をあげておきたい。それは船越村の垂水漁
場の入札に関するものである。明治十年七月に年季明けになっ
たこの鮪漁場請負入札については、五組の応札があった。しか
し高札を入れた上位三組はいずれも日限遅れで失格とされ、四
番目ながら本町(大槌町)の瀬川清兵衛が請負ることを許可さ
れた。その理由は、単に高札というだけでなく、「右漁場ノ議
ハ大事業に候得ば、出願之者何れモ資産御取札」をしたところ、

清兵衛は資産金も千五百四円余りで条件を満たすと考えられた
からである。しかし、実際に漁場を運営するのは清兵衛ではな
い。じつはこの背景には大浦の有力者たち九名が控えていて、
清兵衛あてに「五ヶ年間稼方貴殿名儀を以願立候ニ付、落札ノ
上ハ万事御協議ノ上、漁事可致ハ勿論右漁場ニ係ル税金其の他
資本金拙者共」が間違いなく支払うと念書を入れている。そし
てその保証とすべく関係者の資産一覧表が付けられているので
ある。つまり、表面的には町の商人が請負をしてはいるが、実
質的に漁をおこなう組織は村方にしか存在しない。その意味で
は従前通りの漁業形態をとらざるを得ないわけで、結果的には
中間に請負人が入ることで県当局に入る税金が増大するが、反
対に地元民にとっては負担額が高騰するという厳しい結果を引
き起こすことになったのである。まもなく地元重視の方向に政
策展開していくことになる大きな理由であろう。

この史料を紹介したもうひとつの理由は、地元請負人となっ
た九名のうち、鮪漁に深く関わっている川端家の財産が明示さ
れているからである。すなわち、川端半七(資産が九九円余、
鮪網船一艘を含む。当家は川端本家からの一番分家で、半七を
襲名している)、川端仁三郎(資産二一六八円余、白魚網一把、
鯛小々舌網一把、鯛漁舟二艘同前)の二軒が耕地に加え網や舟
を所有していることが分かる。おそらく近世以来の財産であり、
鮪網の瀬主たるべき背景になっているものである。

2 漁業税採藻税規則への対応

明治十二年十二月、岩手県は「漁業税採藻税規則」を制定
(十二年一月実施)し、第一類から三類までに区分した。大雑

把にいえば、第一類は身近な鰯網や採藻、第二類は川魚漁、第三類は建網・地引網・鮭留などの金銭的にも大規模な漁法である。このうち第二、三類は入札制とし、かつ絵図面や資産調査(第三類)を添え、郡役所ではなく県庁に出願する定めであった。この規則は早くも十三年十一月に採藻が第三類に変更されるなど大幅改定されたが、最も注目すべきは地元村方の保護が強化されたことである。

規則第四条によれば、願書に税額入札と絵図面を添えて地元郡村役所を経て県庁に進達すること、そして県庁では高札の者に許可するとある。地元の役所を経て申請するという方法は、地元保護の色彩をもったもので、県としては「これまでの一般入札法によりもたらされた漁村の衰微の危険性を回避し、いわゆる村受漁場育成の方針に転換したものと注目される」¹⁷⁾。ただし再び高橋によれば、「それまで漁場入札制のみからなっていた第三類漁業の漁業税則を、『入札法』と『慣例法』の交互施行に改めたところにあったのであり、単純な村受漁場育成への転換ではなかった」¹⁸⁾としている。明治二十年、「東閉伊郡飯岡村外四ヶ村部内漁場履歴書」を見ると、前半部分で同じ内容が確認され、先に史料³⁾として紹介した金濱については以下の事項が追加になっている。

- 一、明治八年ヨリ全九年マテニケ年間は増税トナリ壹ヶ年金五円ツ、相納前全様稼キ来リ候事
- 一、明治十年ヨリ同十四年マテ五ヶ年間ハ入札税金八拾五円を以テ落札前同様取行候事
- 一、明治十五年ヨリ慣例アル漁場ナルヲ以テ飯岡山田大沢織笠

船越ノ五ヶ村々受ケトナリ毎年税金二百五拾円ツ、上納相成候事

このようにして伝統的に稼行されてきた建網などの権利は、その良し悪しは別にして、県の水産行政の裏づけを得て明確化されてきたが、ひとりイルカ漁のみは県の規則のいずれの範疇にも含まれていなかった。それは他の漁業に比較して限定された地域でしか行なわれないものであったことが最大の原因であろう。

3 岩手県内の鰯漁

当時の岩手県において、イルカ漁を実施していた地区は三か所あった。明治二十二年六月十四日付けで、大日本水産会幹事長柳猶悦名で、岩手県農商課あてに、「海豚ノ捕獲高連年ノ統計並賣路其他ノ景況調査」を実施されたい旨の依頼があり、県では管内各地に回答を求めた。その結果、回答があったのは赤崎(大船渡市)、釜石(釜石市)、船越村(大浦)であり、それぞれ捕獲数と販路などが記載されている。船越村の数値は表1の通りで、質問に対しては次のような回答がなされている(句点筆者)。

- 一、漁期ハ十月頃ヨリ翌年二月頃迄トス、而シテ三四月ヲ以テ最モ多シトス
- 一、斤量ハ寒暑ニヨリテ差異アリ
- 一、売価ハ秋冬ノ間は三円五六拾銭ナルモ、暑炎ノ候ニ至ルテハ僅カニ金五六拾銭ニ上ラス、販路ハ多ク秋田福島地方ナリ

表1 大浦におけるイルカ捕獲頭数

年 代	捕獲頭数と種類	出 典
安政4(1857). 3. 5	5790 マイルカ(3590) ネズミイルカ(2200)	佐々木家文書(『山田町史・上巻』)
明治3(1870). 3. 17	111	鮪勘定扣帳(同上)
明治15(1882). 2. -	2385	鮪水場代金調達目録(同上)
明治20(1887)	270 マイルカ(200) ネズミイルカ(70)	大日本水産会への回答 (C17-6-7-205)
明治21(1888)	240 マイルカ(180) ネズミイルカ(60)	同上
明治22(1889)	98 マイルカ(68) ネズミイルカ(30)	同上
明治24(1891). 1. - 4?	1000 2900(推定)	東中閉伊郡長より岩手県への回答 (『山田町史・上巻』)
明治31(1998)春	3000	下閉伊郡長の申請書(C15-7-1-209)
大正2(1913). 7. 1	2000~3000	『山田町史・下巻』
大正9(1920). 7. -	70~80	同上
大正14(1925)	50	同上(以後の記録なし)

一、真海豚ハ生肉ニテ売ルヲ良トス、故ニ多ク油ニ製セス
 一、鼠海豚ハ多ク油ニ製ス、但シ油ハ皮及頭部ヨリ製シテ肉ハ
 乾カシ食用トスルノミ、之ヲ他ニ販売セス
 一、油ノ製法ハ、皮ヲ細カニ切り之ヲ蒸シテ呉座等ニテ通シテ
 粕ヲ除ク
 他魚ニ比スレハ頗ル清澄透明ナリ
 一、後藤海豚ハ春夏ノ際ハ塩漬ニシテ販売シ、秋冬ノ間ハ生肉
 ニテ販売ス、真海豚鼠海豚ニ比スレハ、其味頗ル美ニシテ殆
 ント鯨ニ亜ク、故ニ多ク肉ニテ賣ル油ニ製セス
 一、筋骨ハ三種皆用フス唯之ヲ棄ツルノミ、臓腸ハ食用トス但
 価金ヲ生セス

これにより、大浦で捕獲されていたイルカは主に三種類で、それぞれ特色ある利用法があったことがわかる。多くは食肉として販売されるが、ネズミイルカは主として搾油用であった。皮や頭部を蒸しゴザを用いて漉すという簡単な方法であるが、漉したあとの粕も江戸時代には商品として販売されていたことはさきに見たとおりである。

これに続く明治二十四年には一月に約一〇〇〇頭、四月(?)には約三〇〇〇頭が捕獲され、このときの売価は一頭につき五十五銭だったという。そのことを記した文書²⁾に、一月に捕れた分の販路は「横浜及秋田」であり、二回目ものは、菊池長七なる人物が買受けたが、初めてのことで販路も不確実ではあったが、「製油ハ悉皆横浜市三菱ニ向ケ販売ヲ試ミ、肉ハ秋田・信濃・甲斐・尾張等ノ各地ニ就キ輸出販売」を試みている。また「塩漬干肉及製油ノ二種トス、而シテ製油ハ皮肉ノ間ニアル

油肉ト称スルモノヨリ製出ス」と書かれている。

4 漁村の状況―船越村の場合

明治二十五年、岩手県内務部属齊藤左一は県内沿岸部を踏破し、地元民からの直接聞き取り調査によって各漁村の状況を詳細に記録した。その報告書(二冊綴り)によって船越村の様子を見てみよう。

(明治二十五年)六月二十日

船越村ニ於テ

取調べノ際參集シタル重立人名左ノ如シ(中略)

川端半兵衛 田代平之丞 山崎良助 鈴木富助 舟越専松

(五人のうち川端は大浦、田代は田の浜、山崎は不明、鈴木・舟越は船越)

本村ハ從來ノ一村ニシテ全戸数四百四十六、其内四季漁業ニ従事スル者ハ二百三十戸ニシテ他ハ農業ノ傍ラ従事スル者ナリ、本村ノ地形ハ半島ニシテ三面ハ皆海ニ面スルヲ以テ全村挙テ漁業ニハ関係アル村落ナリ、是等ハ漁村ト称シテ可ナリ漁舟ハ百二十三アリ

これに続いて船越村における網の種類に触れ、鯛小舌網(網船二、魚見舟一、人数三四人構成の大沢村と類似)・鯛地引網(大・中・引付の三種類)、鮪流(網)を挙げている。これらに続く以下の文章が、大浦におけるイルカ漁のことを述べたものである。

少漁網ハ平常業トスルモノ稀ナリ、魚屬寄り来リテ大漁ト云フ

トキハ、網主ニテ臨時古網ヲ製シ使用ス、本村字大浦ハ天然ノ海豚漁稼漁場ニシテ昨年来已ニ壹万円以上ノ収得アリ、是ハ四五年一回或ハ十年一回ト云フ不定ノ臨時漁ナルヲ以テ、毎年納税スルヲ得サレトモ、鑑札ヲ受ケテ漁スルニアラサレバ他ノ妨害ヲ拒ミ難ク、相当ノ納税ヲ為サシムル様税則ニ挿入セラレタシト云フ

ここで注目すべきは、不定期の漁ではあっても昨年来で一万円もの収得があるほど有利なものであること、特別の許可すなわち鑑札を発行することで、相当の税収が期待できると同時に、漁業者にとっても他の人々からの妨害を拒否するためには税則に加えてほしいという要望があったことが記されていることである。

なお報告書では、これに続き鮭建網、秋鮪建網、夏鮪建網の漁場が合計で一三か所設定されていること、そのうちには「往古ヨリ村内一同ニテ稼業」してきたものもあるという。また貝類・藻類については、本村から他村への入合はないが、一町二村から当村への入合があり、その区域の示談が成立したところであるという。

5 漁業採藻税規則下の申請

明治三十一年六月二十一日付けで、下閉伊郡長太田時敏から、岩手県知事あてに次のような申請がなされた。⁽²³⁾「当所轄船越村字大浦住民川端半兵衛外九十一名ヨリ海豚捕獲区域許可願出相成候処、海豚漁ハ本郡内他ニ漁獲スルノ地ナク独リ大浦ニ於テハ往古ヨリ漁獲シ来ルノ習慣アリ、尤他ノ建網引網等ノ如ク季

節ヲ限り常業スルモノニアラズト雖モ隔年若クハ二、三年目ニシテ春季ニ至リ忽然湾内ニ群入スルニ際シ予テ設備ノ藁製ノ粗網ヲ以テ迅速湾内ヲ塞キ漸々岸边ニ追ヒ提ケ漁獲スルヲ例トセリ、畢竟天然ノ地形海水ノ浅深等鮪魚ノ遊泳ニ適スル処アリテ然ルモノ乎、所謂該漁ハ同地ニ特産トモ可謂モノニテ従前旧藩時代ニハ相当ノ札銭ヲ納メ漁業致タル趣ニ候間、現行漁業税採藻税規則中右ニ該当スヘキ種類無之候得共、大浦人民ノ希望ニモ有之、現ニ当春ニ於テモ三千許ノ大数ヲ漁獲セシ実績モ有之ニ付、願書進達候条何分御詮議相成度、此段添申候也」

これに対して、県からの回答は申請者が予想したとおり、該当する項目なしというものであった。すなわち、同月二十八日付に、「右ハ現行漁業税採藻税規則ニ該当スル種類ニ無之ニ付願書返戻此段及通牒候也」という決済が下った。この申請書には関係書類が添付されていたが、県から郡に返送される途中手違いがあつて、一時行方不明になるといふおまげがついている。

大浦住民が川端半兵衛を中心に願ひ出たのは、イルカ漁実施区域を承認してほしいというものであつて、イルカ漁の実施そのものに対する認可申請ではなかつたことには注意しておきたい。では、なぜこの時点で大浦の人々は規則に該当しないのを知りながら、あえて申請をしたのであろうか。まず考えられるのは、申請書にもあるように、イルカ漁が不意に巨額の利益をもたらすものであることから、村外の誰かから権利確保の申請を出されてしまうのではないかと考え、先手を打ったと考えられる。もうひとつ、県の回答を作成したのは主任・久野技手となっているが、この年の七月頃、彼は下閉伊郡下を巡回している(同綴り)。その途中で立ち寄つた下閉伊郡簡易水産学校か

ら内務部第五課あてに、久野技手を通じて「明治二十三年の本県漁具図」を授業に使いたいので借り出せるよう依頼したことからそれが判明する(結果は拒否)。久野技手の巡回が大浦に及んでいたという証拠はないものの、大浦の人々が当該規則について何らかの情報を得た可能性はある。

三 旧漁業法下のイルカ漁

1 旧漁業法の施行

岩手県では、水産資源保護を目的に、明治十五年に「水産資源保護方法設立に付御諭達案」を示して、管内沿海を八組にわけてそれぞれに世話人を配したり、同十八年に「漁業取締法案」を作成したりしたが、ほとんど効果はなかつたという。さらに国の方針に準拠して同十九年に「漁業組合準則」を作成した。しかし県内各地での組合結成は遅々として進まず、同二十九年には「漁業採藻業取締規則」を發布し、漁業採藻業は漁業組合の規約を遵守することを求めるなどして、組合の結成をうながしている。これと平行して組合結成の単位をこれまでの郡から、町村単位でも認めることとしたので、漸くにして二十年代末から各地で組合結成がみられるようになったが、予期したほどの進展はなかつた。

明治三十四年四月、いわゆる旧漁業法が交付され翌三十五年七月より施行された。これによって、「漁業組合ノ地域ハ浜・浦・漁村其ノ他漁業者ノ部落ノ区域」(第一八条)とされ、地域によってはひとつの行政町村に複数の組合が結成された郡も見られたが、船越村では、行政村内にひとつだけの船越村漁業

組合結成のための創立総会が明治三十五年九月二十八日に船越尋常小学校において開催されている。漁業組合に対しては、地先水面における漁業の種類を限定して専用漁業権免許が与えられ、一方では従来の慣行によって免許が出願された場合も漁場の区域と漁業の種類を特定して免許が与えられることになった。

こうして各地に漁業組合が結成されたなかで、山田湾に面する町村の五つの組合、すなわち山田町大字山田、同飯岡浦、大沢村、織笠村、船越村の各漁業組合は、それぞれの住民請けであったすべての漁場に係る漁業権は組合で共同出願すること、さらにそれぞれの持分と業務の分担契約をした。しかしこの契約書には鮭や鯖建網は列挙されているが、イルカに関する漁業権については、全く触れられていない。この段階でも、イルカ漁は大浦単独の漁であり、かつ特定水面の権利を恒常的に占有する考えにはなじまないために、例外として従来の慣行が温存されていたと見ることができ。

2 船越村海豚捕獲税問題

明治三十四年三月一日の船越村会議では、明治二十九年の大津波で大打撃を受けたのに加え、三十二年には赤痢蔓延のために住民の疲弊甚だしく、かつ隔離病舎の建設と防疫対策のために巨額の出費を余儀なくされている状況を救うため、イルカ・アワビ・ブリの三種類の漁は、他に比較して収益がよいので新たに特別の村税を課することを決議した。イルカ漁については、次のように表現されている。「海豚ノ如キニ至リテハ其取揚金高一回壹万円以上ニ達スルコトアルモ多額ノ資本ト労力ヲ要セザルト租税ノ徴収ヲ免除セラル、ヲ以テ之ニ村税ヲ課スルモ」

苦痛を感じないであろう、とされているのである。その結果、明治三十四年から三十八年までの五年間の特別税を課することを定めた。その内容は次の通りである。

第一条 本村は町村制第九十条ニ依り明治三十四年ヨリ明治三十八年マテ五ヶ年間左ノ特別税ヲ課ス

一、海豚捕獲税

取揚金百分ノ三十以内

一、鮑捕獲税

取揚金百分ノ二十以内

一、鰺捕獲税

取揚金百分ノ十以内

第二条 前条ノ税金ハ漁業ニ従事スル船舶所有者又ハ使用者ニ賦課ス

但シ、海豚捕獲税ハ海豚網所有者又ハ使用者ニ賦課ス

第三条 漁業所得税ハ左ノ期限ニ徴収ス

一、海豚捕獲税

捕獲ノ日ヨリ十日以内

一、鮑捕獲税

毎年十月二十日

一、鰺釣税

毎年十月二十日

第四条 第一条ノ税額ハ（海豚ヲ除ク）前年ノ取揚ニ依り毎年村会ニ於イテ議決ス

（以下略）

しかし、明治三十九年に内務大臣などにあてた特別税の継続許可申請書によれば、この条例は実際には明治三十五年度から三十九年度までで、しかも三種類の税額はすべて取揚金の百分の十以内とされている。

このあたりの事情に関わると思われる資料がある。明治三十四年四月十六日付けの「内務大臣へ陳情書」と題した冊子（付

録の資料に全文を掲げた)である。内容は、「我々同盟事業捕獲高百分ノ三十ヲ、本村船越村カ無妄無情ニモ村債償却ヲ名トシ恣マニ我々独特ノ私上ニ侵入、何税トヤラ付加セントノ議決アリタル由」という突然の課税に対する驚愕から書き起している。当時、イルカ漁を行っていたのは大浦だけであるが、なぜ課税することになったのかといえ、抑モ本村船越村ハ字舟越字田ノ浜字大浦トノ三部落二分レ(船越一三一戸字田ノ浜二四〇戸大浦九五戸総戸数四六六戸)村会議員十二名の内大浦出身二名」という状態であったことが、大浦不利の課税にいたった原因であるとしている。しかし、ここでもっとも注目すべきは、本文中のイルカに対する認識がどうであったのかが、詳細に述べられている点である。すなわち、「鮪ハ根源ナキ漂流物同様無季ノ浦入物ナレバ、或ハ数年ヲ絶テアリ或ハ一両年ヲ継クアリ、春夏秋冬更ニ別ナク、何時カ浦入セルノトキ始メテ其ノ発見者ヨリ声高多数ヲ呼集シ、地元男女凡ソ二百有余人、一瞬間激浪波濤ヲ凌ぎ殆ント戦場の繁ナリキ」というのである。このときの大浦戸数が九五とあるので、平均すれば一戸から三人、ほとんど全員参加ということになる。もう一点は、イルカを「漂流物」とみなしている点である。他の箇所においても「無季拾得物」「不時の漂着物」といい、「未曾有ノ天賜」であるとしている。これは恒常的な労働による成果ではないので課税には根拠がないということを強調する表現であることは間違いない。しかし、他方では全く予期できないかたちで出現するイルカは、文字通り天の賜物、という認識もあつたに違いないことを推定させる。また、課税忌避の根拠として、海岸への漂着物はその発見者の所有に帰すという全国共通の慣行も意識

していると思われる。要するにイルカ漁は、一般の生業とは根本的に異なることを述べている。

なおこの文書でもうひとつ注目すべきは、従前は大浦だけの漁であったのが、近年にいたって競合するものが現れたという表現である。すなわち、「大浦浦ハ天然恰モ瓢箪形ニシテ能ク捕獲ノ便ニ適ヒ、往古ヨリ湾内殆ト鮪業ニ於ケル我カ有ノ如キ感アリキ、而シテ湾内他町村住民モ亦、我々大浦々ハ天然地利ヲ占メアレハ如何セン、之レカ競争ヲ始ムルヲ得ス、唯傍觀的ニ人ノ資祉ヲ数ヘ居タリシモ、数年前ヨリ俄カニ競争場裡ト相成否□ニ人ノ祉ヲ羨ヤミ障礙的ニ之レカ担路ヲ遮キラント、或ハ右ニ或ハ左ニ或ハ陰ニ或ハ陽氣ニ、所々害ヲ伏セル尠少ナラス、為メニ十中ノ八九ハ双方何レモ獲得スルヲ得スシテ、遂ニ莫大ノ資無比ノ群魚ヲシテ空シク生ヲ得セシムル等、思ヘハ転々断腸ノ至リニ堪ヘス」と述べ、後半においては、かつて大浦においてはイルカ漁に関して補助や保護を受けたことは一切ない、それを他がうらやんで何かと文句をつけるのであると断じている。文書の結びは、鮪課税の中止を訴える文言で閉じられている。

結果的には、この訴えが認められなかったことはさきの船越村の記録で明らかであるが、あらためてイルカ漁の不定期性と、漁獲対象としてのイルカ観がよくわかるのである。

3 海豚漁免許申請

さて、明治三十五年七月より施行の旧漁業法にはこれまで表面に出ていなかった「海豚追込漁」は、特別漁業の第二類として正式に位置づけられている。「漁業法施行規則」第四条には

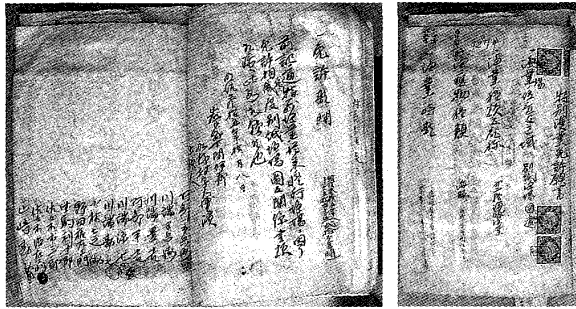


写真3 阿部市兵衛らによる「特別漁業免許願書」
(岩手県文書保存庫)



写真4 川端義平申請の「特別漁業免許願書」
(岩手県文書保存庫)

「特別漁業」の一つとして、「一定ノ追込場有ラ有スル海豚漁業(第二種)」と定められた。ちなみに鯨漁業は第一種である。大浦住民はこの規定に則り、船越村漁業組合創立総会の十日後に、かねて準備していた海豚漁業の免許願を岩手県に提出した。

史料4

特別漁業免許願書

- 一、漁場ノ位置及区域
- 一、漁業ノ種類及名称
- 一、漁獲物ノ種類
- 一、漁業ノ時期
- 間(一定セスに張り紙)

別紙漁場図ノ通
 第二種海豚漁業
 海豚(注・真鮪鼠鮪に張り紙)
 毎年十一月ヨリ翌年五月迄七ヶ月

一、免許期間

(式拾ヶ年間)

明治参拾五年ヨリ全五拾四年迄

前期ノ通特別漁業従来ノ慣行ニ因リ免許相受度別紙漁場図及関

係書類相添へ此段相願候也

明治参拾五年拾月八日

岩手県下閉伊郡船越村大浦浜

出願人 阿部市兵衛印

川端半兵衛印

(以下八四名氏名印、ただし一名欠印、女性名四)

代表者 阿部市兵衛

岩手県知事北條元利殿

付属書類表示

- 一、漁場図 正副 式通
- 一、参考図 壹通
- 一、慣行証拠通帳 壹通
- 一、海豚網材料調書 壹通
- 以上 五通

(別冊)

海豚網材料調書

大浦住民創業以来今日に至る鮪捕獲繩具左ニ

- 一、魚取繩網(四寸目、四十目掛)五間切(六拾四枚三百式拾間)
- 一、同(六寸目、三十五目掛)五間切(四拾八枚二百四拾間)
- 一、同(八寸目、三十五目掛)拾間切(八枚八拾間)
- 一、同(壹尺目、式拾五目掛)拾間切(拾八枚百八拾間)

右枚数 百参拾六枚
此間数 八百間

大留縄網即ち浦に逐込張り切りに使用する網

(五尺目、三十五目掛) 千六百間

(三尺五寸目、十目掛) 式千五百間 但し五間切

糸地縄網(式尺五寸目、式拾目掛) 式千間 但し百間切

改良網

細曳大地縄 四十尋 五十坊

一、金羽錨 式十挺 但し五間ノ目より七貫目迄

一、海豚漁業船舶は該漁業創業以来部 民各自の船を借請使用するものとす(大凡式十五艘)

一、網置納屋 桎葺

式階造 式棟

此内訳 式間に三間 壹棟 五間に三間 壹棟

右

この願書には、慣行証拠通帳として、「文政九年正月 当戌年分御定役並諸御役金銭上納通 船越村」および彩色の絵図が添付されていて、そのなかに、午年を戌年迄五ヶ年の「大浦鮪漁御礼銭」として銭五貫文という記載が見られる。

いっぽう、ほぼ同じ内容で同じ大浦の川端義兵衛が、「特別漁業免許願書」を明治三十五年十一月十五日付けで提出している。共同願書提出に遅れること一ヶ月余りである。ちなみに瀬主の一人である川端半兵衛は代表者である阿部市兵衛の次に署名しているが、同じ立場にあった川端義兵衛の名は共同願書には見えない。この義兵衛の申請は不許可になり、岩手県内各地の不

許可申請書を綴じこんだ冊子²⁹⁾に埋没しているが、その参考に付された文書八通はすでに何回か引用しているように、大浦鮪漁の開始時期や諸権利の移動などを示す貴重な資料である。加えて申請書の後半には、川端家がいかに大浦鮪漁において中心的な役割を果たしてきたかが具体的に書かれており、鮪漁の実態を知ることができる。

瀬主ト称スルモノハ、殆ント今日ノ稼業権者同一ノ権能ヲ有シ、瀬方ト称スル者ハ瀬主ノ部下ニ於テ瀬主ノ漁業行為ヲ補翼酢ルモノヲ云フ、小頭ト称スルモノハ瀬方ノ指揮ノ許ニ立チ労働スル者ヲ言フ、故ニ瀬主ハ漁業一切ノ資金ヲ投シ漁具ヲ備ヒ其部下瀬方小頭ナルモノヲ置キ各部内ヲ館理セシメ、以テ利益ノ何分ヲ瀬主ヨリ割与セラル、ノ例アリシモ、明治二十年以后将来事業奨励ヲ図ラン為、一般旧例ヲ革メ均一配当スルコト、ハナレリ

同じ村でありながら、一方は村民共同で、他方は従来の瀬主の一人が単独で、まったく同じ内容の免許申請を提出した理由はなんだろうか。川端義兵衛は明治八年生まれ、代々瀬主を務めて来た川端家の八代目当主である。若くして村の指導者となり三陸大津波に際しては大変な苦勞をしたという。この願書申請時には体を壊して同家の実際は豊吉が代行していた(豊吉の名は共同願書に見える)。したがって、競願することになったのは、義兵衛の対抗意識というよりも、場合によっては他村からの願書提出もあり得た状況のなかで、あえて競合する申請を出すことで、どちらが許可を得ても結果は同じと見込ん

だ戦略だったのかもしれない。

この二通に關しては、阿部市兵衛ら八五名（八六名のうち一名は捺印なし）の申請が認められ、県からは明治三十六年九月十日付けで「漁業免許」が下付された。これによって、以後五年間にわたって大浦地区住民主体のイルカ漁が実施されることになる。

4 イルカ漁の漁業組合管理

その間における漁の実態を物語る資料はない。しかし、明治四十四年三月十日付けで、船越村漁業組合から県に対して、前日の組合総会において決議されたとして「特別漁業免許願」が提出された³⁰。従来、大浦のイルカ漁は大浦住民によって実施されていたのが、なぜ組合名で申請が出されたのだろうか。そのいきさつは同願書に「一昨年免許更新期間ヲ失シタルニ付、更ニ免許ヲ受ケント種々手續ニ苦心シタルモ其運ニ至ラズ、遂ニ其ノ儘トナシ置キシニ、突然他地方面ヨリ該漁場ノ漁業免許ヲ出願セシモノアリト聞ク、果シテ実事トスレバ、之レ大浦部民ハ勿論本組合ニ於テモ容易ナラザル事ト信ジタルニ付、本組合ニ於テ漁業権ヲ取得シ大浦部民即チ本組合員ニ貸付、従来ノ如ク漁業ヲナサシメ本組合ノ利益ト部民ノ幸福ヲ増進スルガ為」に申請したという。つまり、最初の免許期間が切れたとき（明治四十一年九月九日）に大浦が再申請しなかつたために失効し、そのまま放置していたところに全く関係ないところから願書が出されるといふ話を聞いた。そこで組合が主体となって漁業権を取得し、それを大浦住民の団体に貸し付けるという窮余の一策を考え出したのである。

そもそも事の発端が大浦住民の不注意にあったことは否めない。漁業権が宙に浮いているのを知って新規に申請したのは下閉伊郡鵜ヶ崎町の菊池和七といって「鵜ヶ崎町ニ於テ醸造業ヲ経営スルノ外、県下有数ノ漁業者ニシテ各地ニ数個ノ定置漁場ノ稼業権ヲ獲得シテ春秋共ニ盛大ニ漁業³¹」している者である。出願のいきさつや大浦の誰かと関係があったのかは分からないが、菊池の提出した願書は、明治四十三年十二月二十一日付けで、県の受理は同月二十六日である。このことを知った大浦では翌年三月四日付けで、小林七之助を代表者にたて、全一〇二名（女性名八を含む）による願書を提出した。上記船越村組合の申請書が三月十日付けである。三者競願を受けた県は、慎重に協議を行なった様子が文書綴りから伺える。

まず、大浦に対して漁業権の更新手続が遅れた理由を問いただし、大浦からは長文の理由書が提出された。火事にあつて最初の許可書を焼失したこと、出願に際して漁場図の添付を忘れたこと、全員の捺印をとるのが大変だったなどであるが、いずれも県からみれば怠惰のそしりを免れない。県は三者の内容を吟味し、最初は旧来の慣行にもとづき大浦の願書を認める案を作った。しかし、結果的には船越村漁業組合に認めたいので大浦に漁業権を貸与するという結論に達したのである。まず鵜ヶ崎町の菊池和七については、さきに引用した通り、県下手広く営業しているものでもともと大浦とは何の関係もなく、またこれを拒否しても経済的な痛手はないと判断した。つぎに大浦の申請に対しては、この漁業が大浦にとって「天恵漁業」であり「主要生業ノ第一ヲ同部落ヨリ奪ヒタルニ等シク左ナキダニ漁獲年次減少シ漁民八年ト共ニ恐嘆ノ声ヲ高メツツアル状況」で

あるとして、イルカ漁が極めて大きな意味をもっていることは認めている。しかし、あえて組合に認めた理由は「将来漁業組合発達改善ヲ企画スルカ為メ個人享有ノ漁業権は漸次穩当ナル手段ニヨリ組合ニ統一スルノ方針ヲ取リツ、アリ、且ツ同組合ハ其精神ヲ諒シ昨年迄ニ組合地区内ニアル個人享有漁業権ハ全部買取シタル機会ニモ有之、又公益上ヨリ之ヲ見ルモ組合ニ免許スル方至当ト存知候」というのである。つまり、この明治末年にいたって、岩手県の漁業政策が、在来の個人の権利を認めるのではなく、地域全体の代弁者として、かつ漁業資源の保護などにも大きな役割を果たすべき漁業組合に対して漁業権を認めるという方針を明確に打ち出しているからであった。そして船越村漁業組合に対して二〇年間にわたる海豚漁業免許が下りたのは明治四十四年六月十日であった。

5 船越湾におけるイルカ漁申請書

しかしこの一連の騒動と平行して、船越村漁業組合からは全く別なイルカ漁の申請書が提出されている。明治四十三年三月十二日、船越村漁業組合理事、下村清次郎名で、「特別漁業免許申請書」が県知事あて提出された。それによると同年十二月五日の総会において「船越村地内字船越浦第二種漁業海豚追込漁業権取得方法認可申請ノ件」が満場一致で決議されたことによるという。従来、大浦湾において盛んに行なわれていた海豚追込み漁をちょうど半島の反対側にあたる船越湾においても実施しようというものである。県の勸業課で審査の結果次のような状況が確認された。

史料5

明治四十四年五日付 内務部勸業課（石川技手起草）

漁業免許ノ件

下閉伊郡船越村船越浦海豚漁業

下閉伊郡船越村漁業組合

右漁業免許出願ニ付過般実査候処、漁場ノ区域ハ西岸ガンゾウ鼻ト東岸弁天島枯松鼻見通線以内船越浦全部ヲ占ムルコト添付漁場図ノ通ニ候、而シテ当浦ハ其地形南西ニ開放セル一小湾ニシテ其東端弁天島ヲ過ギレバ沿岸直チニ西方ニ延長シ小谷鳥港ニ到ル、其間沿岸屈曲極リナク島嶼又タ夥多散在セリ、地形以上ノ如キカ故ニ南方ヨリ北進スル魚族ハ勿論沿岸ヲ通過スルモノ先ヅ当湾ニ入り更ニ再ビ逸出スルノ要路ニ当レルガ如シ、故ニ海豚追込場トシテハ蓋シ好適ノ区域タリト雖モ、其地形直ニ外洋ニ開クヲ以テ其優劣元ヨリ大浦湾（山田湾）ノ比ニ非ラザルベシ、而シテ此漁期ニ於ケル漁場ハ湾内長崎鼻地先ニ同組合ノ鮭行成細漁場及ビ湾外カクシ畑ニ同一漁業ノ漁場（同漁業組合）在ルニ過ギザルト談、出願漁業ノ性質上他ノ漁業ト異リ漁期中漁具ヲ敷設スルモノニアラザレバ利害衝突ハナカルベシト存候、是レ山田湾内大浦が海豚漁場トシテ声名アルニモ拘ラズ猶ヲ多数ノ漁業ガ併立スルヲ觀テモ明瞭ニ候、其他何等障害ナシモノト被認候条左案ヲ以テ免許状下附可相成候哉

案

第四百六十一号

特別漁業免許状

下閉伊郡船越村 船越村漁業組合

一、漁業種類及名称

特別漁業第二種漁業海豚漁業

一、漁場の位置 (添付漁場図の通)

一、漁獲物の種類 海豚

一、漁業時期 自十月一日至 翌年三月三十一日

一、免許期間 拾箇年

一、条件又は制限 既ニ免許ヲ受ケタル鮭行成細ノ敷設中其保護区域内ニ於テ鮭ノ通路ヲ遮断シ若クハ散逸セシムベカラズ

前記漁業を免許ス

明治四十四年四月十日 岩手県

これまで大浦湾において大浦集落の人々だけで行なわれきたイルカ追い込み漁を、船越湾においても実施することが漁業組合に認められたのである。常設の網ではないから既設の建網とも競合しないというのが許可理由のひとつである。地理的状况からいえば、本文にもあるように大浦湾とは比較にならないほど不利な条件下にあるものの、イルカの群れが入ってくることもあったので、おそらく許可だけでも取得しておこうとしたのではなかったろうか。その背景には当然ながら大浦のイルカ漁業に対して、地元と関係ない企業家が進出を試みていたという事実がある。おそらくそうした事態に備える予防的な措置であったのだろう。町史によれば、実際の捕獲記録はないということである。

こうして大浦において享保期以来連綿として続けられてきたイルカ漁は、明治末年にいたって漁業組合の管理下に置かれることになり、当然ながらその経営状況も船越村全体に開示されることになった。しかし、すでに見たように、明治三十五年にはイルカ漁の収益の一部は、漁の主体である大浦住民のためだ

けでなく、大浦を含む船越村全体に使われるようになってい

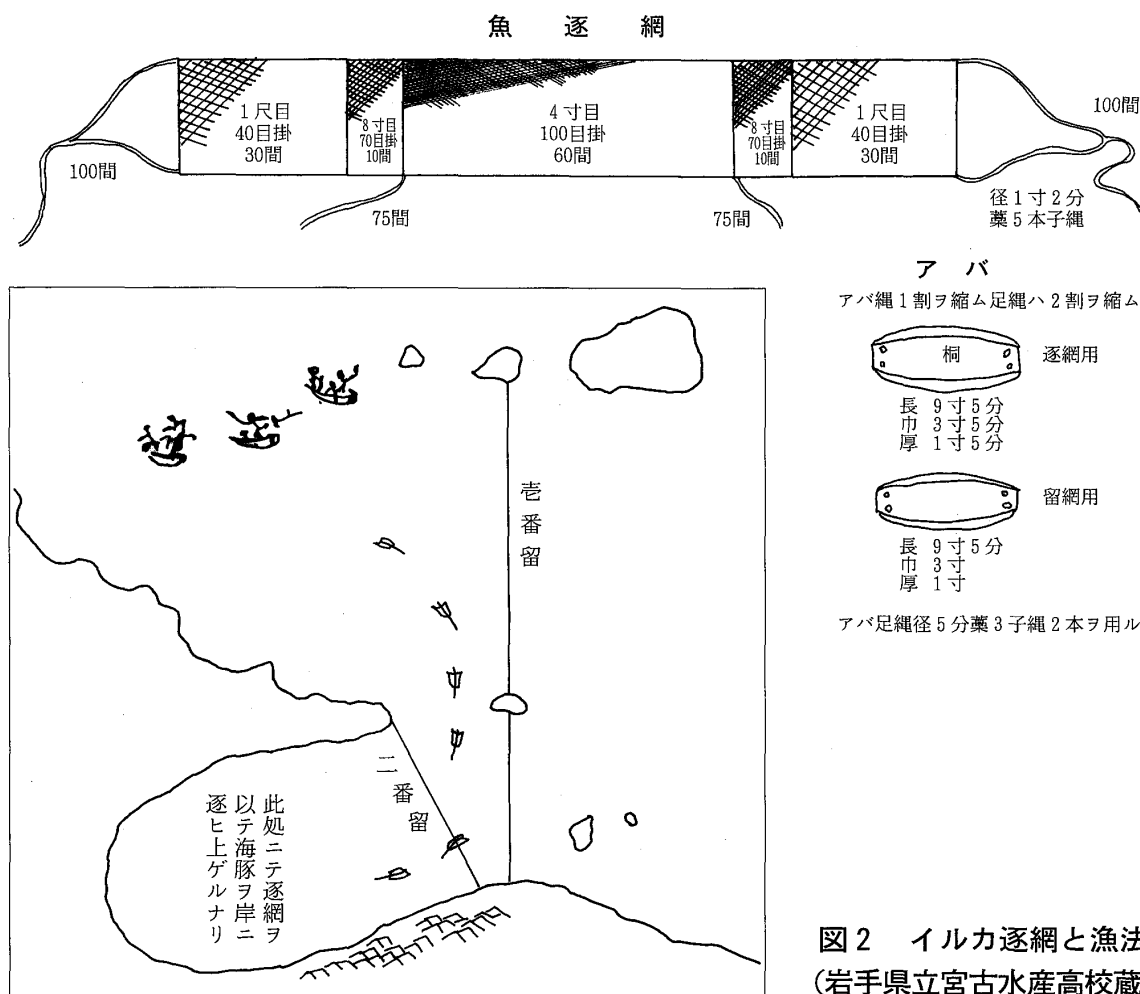
四 イルカ漁の実際

1 イルカ捕獲技術

実際のイルカ漁がどのように行なわれていたのかについて、捕獲技術と収益配分という二つにわけて考える。まず漁の技術的な面である。これについては、すでに特別漁業免許願に記載された用具や網の規模などに加え、明治二十年に作成された「鮪網維持方案」(本稿末尾に全文を掲載した)にも記述があるので、それらをもとにまとめてみよう。

イルカが回遊してくるのは、漁業免許願書に漁期が記載されているように、主として十一月から五月頃までだが、必ずしも決まっていな。昔の暦で二月から三月頃までが値がよい時期で、年に数回、あるいは月に二度も入ることもあれば、全く来ない年もあった。一回の漁獲量も四〇〇〇から五〇〇〇頭という時もあったが、たいてい二〇〇〇〜三〇〇〇頭だった。四月に入ると半値になってしまったという。夏場に捕れることもあった。

山田湾は湾口を北に向け、北側の明神崎と対岸の霞露ヶ岳の麓にあたる海岸とはわずかに一kmを隔るに過ぎない。湾内に入ってきたイルカ群は、大島(通称オランダ島)方面に進んでくるので、その進路を断つように網を張り、その先に口をあけるような形で開いている大浦湾に追い込む。明治二十年の「鮪網維持方案」によれば、イルカ発見者は、ただちに頭取や世話役に報告するとともに、「衆人ニモ高声ニテ告知ス」と定められ、



その功績のあったものには「賞与トシテ千分之五手当スル事」と定められていた。そして、その声を聞いた者はすべて出漁することになるが、「当浦定繫船ハ何人之所有ニ限ラズ乗船スヘキ事」とあって、手近な船に飛び乗ってただちにイルカ群の捕捉にかかる。岩手県立宮古水産高校保存資料の明治二十二年の「海豚逐網」によれば、動員される船は二〇艘以上、漁夫は二百人とある。そしてまずは一番留といて、四尺目、二五目掛で長さ一五〇〇間(二七〇〇m)の網で進路を断ち、二番留の三尺目、二五目掛、長さ六〇〇間を張ってさらに進路を絞り込む。集落北側の半崎を基点にして、イルカの動向によって、一番留はタライ島(長島)から大島の北の鼻に張る場合もあるし、大島手前の小島に張る場合もある。また時には湾口に近い入口島(イレク島、ウルク島)から山田湾対岸の大沢集落に近い熊の鼻に張る場合もあった。これらの網の目はきわめて粗いが、イルカはこれでも潜り抜けることはしない。次に二番留は、大浦湾の入口を締め切る形で、大浦崎から対岸の半崎にかけて張る。二番留が小島になっている場合は大浦崎は三番留になる。イルカ群は大浦崎とタライ島の間を通して大浦湾内に追い込むのであるが、時にはイルカの向きを変えさせるために、船に積んである石を投げたり、船端を叩いたり、竹竿で海面を打つなどして威嚇する。こうして湾内に追い込まれたイルカ群は湾口を締め切られて脱出は不

可能となる。

次に使用する網を魚逐網といい、①中央の網が四寸目、一〇〇目掛（マダ製Ⅱシナの木）、長さ六〇間で、その両脇に②八寸目、七〇目掛、長さ一〇間の網、さらにその外側に③一尺目、四〇目掛、長さ三〇間の網が結ばれ、全長は一四〇間（約二五〇m）となる。これには一間につき四枚のアバ（長さ九寸五分）がつく。そして①と②の境に長さ七五間、両端には藁製の太さ一寸五分、長さ一〇〇間の縄がつく。これを老若男女全員で引くのである。群れの規模に応じて逐次引き上げるのであるが、大きな群れの時には浦入り発見以後五日も十日もかかったといわれる。

なお明治三十五年の免許願書に付載された網の細目はすでに原文で紹介してあるが、比較のためにまとめてみると次のとおりであった。①五尺目、三五目掛で長さが一六〇〇間、②三尺五寸目、一〇目掛が二五〇〇間、③さらに目が細くなる糸地縄網が二尺五寸目、二〇目掛が二〇〇〇間である。また、魚取縄網の大きさには四種類あった。①一尺目、二五目掛、一〇間が一六枚で一六〇間、②八寸目、三五目掛、一〇間が八枚で八〇間、③六寸目、三五目掛で五間のものが四八枚、合計二四〇間、④四寸目、四十目掛で長さ五間が六四枚、合計三二〇間。二十五年前の網に比べて規模が大きくなっている。これらの網は二階建ての網置納屋二棟に保管されていた。

2 漁の組織と収益配分

つぎに一般漁民に対しどのような利益配分があったのかについて見ていこう。史料6は年代が書かれていないが、内容から

判断すると近世末期のものではないかと思われる「鮪控」である。まず全文を紹介しよう。⁹⁵

史料6

鮪 扣 (年次不明)

当秋よ利漁之節相談取極凡心得書附

一、不残脱走家屋敷高残置候者四分、立帰リ候ても元瀬之事

高譲り上納無之者只今之通心得

但シ、重立親類無之世話可致者無之者

一、子供老人ニ而も跡へ捨置き親類ニ而介抱仏等世話有之候者に者五分同断

一、潰軒之分者漁高に依而見合五分ニ而も、村急変備之心得可被致事

一、商之儀者五分相出し残り五分ノ樽セン者、秀全様並神社破損普請手入加金之心得相談

但シ此内二分五厘瀬主ニ而取り事相談

一、仕込之分者、金元ニ而可被預心得之事

一、小頭者六人組小頭之取締、七人組小頭者副取締と相心得可申事

一、大漁小漁ニ不漁水揚吟味取極め専要之事

一、組々竹ぐし百本也二百本也漁ニ随ひ持参瀬主立合並二小頭相改メ算改之上

一番六人組預り境へ〔六人組〕立、同二三番七人組外

是ニ准シ預り之内不足之節者其組ニ而弁金堅ク極可申事

如斯ニ候得者、無手数一本も不足立不申候

一、瀬主元結帳之外、小頭中ニ而水揚帳一帳入用置ク、調帳ニ

帳所持可被致事

勘定之節者、瀬主元結帳引合勘定可被致事

但シ 水揚帳へ小頭立会売品渡シ分も附可申事

一、商之節者、小頭立会相談之上瀬主売可申事

一、漁事に随ひ商者当所並ニ船越村商人参り候者、入込セリ売

可被致事相談

一、漁品者時節ニ依而引揚次第商ひ可致、売兼候節者瀬方ニ而

分ケ取候心得ニ而心強ク商ひ可被致事

一、小頭控帳者六人組小頭ニ而預リ可申事

何義ニ而も小頭切談向者、六人組小頭へ寄合相談可申

事

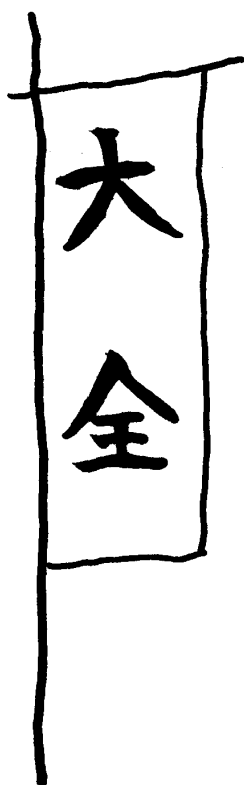
一、買瀬者人出し兼候節者、六分一也五分一ナリ惣中へ人代可

被致事

一、小頭之儀以来人分ヲ撰、三年カハ里相談

大ノ字ハ則大浦之大、大漁大

全は秀全ノ全、全ク成熟



是迄鮪網印無之候得共、已来吉祥ニ大印仕立度事

尤古者有之よし、打□候ゆへ無御座候

印者則大勝利祝之印也、殊ニ人勢励し吉祥

右之条々御寄合御相談被成候とも、万端手数に茂相成り不申

候、万全カ登存上候

其備大持たる者之心得一ツ也 大持は則瀬主之事

一、網之儀者何分ニモ由断手入等迄気を附、備專一肝要之事

全ク漁事之励者網次第ニ御座候、近者小舌網ニ而勘弁可有之

事也

天運と者乍申、漁不漁ハ網ニアリ、網よけれ者人勢も付大漁成

熟之者也、瀬方之かぶも網ノあるた免也

内容をいくつかに分けてみていくことにする。まず最初は、

漁の受益者の規定である。いささか意味の取りにくい点がある

が、常時村に居住し漁に直接参加できるもの以外に、年貢が払

えずに村を脱出してしまった者、身寄りのない老人や子供に対

しても一定の分け前が与えられる。また「軒潰し分」といって、

かつては一戸前であったのが破産してどこかの厄介になってい

る者であっても、五分の配分がなされるが、「村急変備」には

協力すべきであるとしている。また秀全様とあるのは、智芳秀

全という修行僧を祀ったお堂のことである。大浦で座禅三昧に

入り、一石一字を血書して供養塔を建立し、元文三年（一七三

八）三七歳で飲食を絶って往生を遂げた。村人は彼を篤く敬い、

現在でも毎年祭礼を欠かさないし、一九八七年には盛大に二

百五十年祭を行なっている。この秀全堂や氏神社殿の修繕費は

共同事業としてのイルカ漁の収益から支出されている。

漁獲の一部が公共的な使い方にまわされることに着目した高

橋美貴は、漁場の「共有財」的機能という着眼点を示し、多く

の漁村が実際には半農半漁であるという実態を踏まえた上で、

漁場が如何なる階層ないし特定漁業者によって占有されている

か、という観点に加え、「漁場利益の分配の側面」を検討することを主張している。そして具体例として、折笠村（現山田町織笠、大浦の属する船越村に隣接）における鮭漁を挙げている。明治九年（一八七六）、惣百姓から岩手県庁に提出された文書では、県が行なおうとした漁場入札制に対して、折笠川鮭留漁場が同村の共有財産として村方に果たしてきた社会的機能が強調され、平年の利益の一部を凶年対策に積み立てたり、道路補修費にあてるほか、学校維持費へ投入する予定であることが述べられている。このような機能をさして、高橋は「漁場の共有財的機能」と呼んだのである。この考え方は、漁場そのものの権利を誰が有してきたかという法制的な面とともに、漁業の実態と、漁場から得られる収益が村落生活とどう関わっていたのかという視点に立つという意味で、きわめて重要な指摘である。この観念が典型的に見られるのがイルカ漁である。ただし、それは時代的な変遷過程の中から生じたものではなく、イルカという「魚」の生態と、それに基因する特別な観念のもとに、漁そのものに本質的に付随していたものといつてよい。

漁の組織については、この時点で何組に分かれていたかは記録がないが、六人組、七人組というのは組の名称として使われているもので、それぞれの組頭が他の小頭たちの指揮にあたることを定めており、彼らの任期は三年で人望のある者を選ぶこととされている。規定中に、竹串を数百本用意することとあるのは、浜に引き上げたイルカの数を確認するためにおそらく一本一頭という計算をしたのであろう。そして組ごとに集めて境界に組の名を記した小旗を立てたものと思われる。こうした水揚げ量などは瀬主の「元結帳」と小頭の「水揚帳」の二冊が用

意され間違いないように慎重に処理された。そして水揚げされたイルカは大浦と船越村の商人によって落札された。こうした一連の作業を行なうときは、挿絵のような大きな旗を立てて全員を鼓舞した。ここにも秀全様に対する信仰の一端がうかがわれる。そして、鮪漁を成功させるのはひとえに網の準備にかかっていることを強調しているのである。

なお右の史料中に「瀬方」という語が二カ所出てくる。これは「瀬主」に対応する表現であり、この場合は一般漁民（村人）をさすと思われる。イルカをセリにかけても「売兼候節」つまり落札者がなかった時には、瀬方にて分配すればよいから「心強く」商いをすべしとある。要するに売れ残れば自分たちで食べるなり、搾油すればよいから強気でないこう、という意味であろう。そして最後の行に「瀬方かぶも網ノあるため」と出てくる。瀬方の株、とは漁に必要な網の一部を漁民が共有している、その網に出資した分を株といったものと思われる。つまり、瀬主が網を独占しているのではなく、瀬方も網を持つことで出資者の地位を得つつあったことがわかる。明治期には、網が村全体のものとなって瀬主の権利がほぼ消滅していくのだが、年代を欠くこの史料は、図らずもその過渡期に作成されたのであった。

次に明治十五年二月に二三八五本のイルカがあがった時の「鮪水揚げ代金調目録」²⁸を見てみよう。まず注目したいのは、水揚げのうち「小鮪四拾六本ハ方敷ニシテ一戸ニ半身ツ、配当」していることである。イルカの半身が各戸に配られたわけで、おそらく家々ではイルカ汁にしたり、醤油漬けにしたり、他村の親類などに配ったりしたのであろう。次に売上金四〇三七円四



写真5 山田湾に浮かぶ大島(2005年8月撮影)

八錢八厘が記され、これから真っ先に引かれているのが道路費、学校移転費などの公共費で、残り一九六七円余が住民や役職に配分されている。まず一五〇〇円、老戸あたり一七円の配当とある。この時の戸数は、うまく割り切れないが、八八戸ほどとみられる。ついで、船、船頭、組長、区長などへの配当があり、「当区老若男女手当」にも一五〇円が計上されている。以下の記述には省略もあって全容はつかみ難いが、この明治十五年において、すでに瀬主の項はなく、住民に対する配当と公共費に大きなウエイトが置かれるようになっていく。

この配分方法がいつから始まったのかは不明だが、おそらく慣行として定着したことにより成文化されたのが、さきの一部を紹介した明治二十年の「鮪網維持方案」であるとみられる。

従来の方法を改良し、「社員」と協議して定めたとあるのは、正式に鮪捕獲組合のようなものが結成されたわけではないが、村人全員参加の組織の一員であるという意味を強調したものである。

まず、全体の統率者は頭取と呼ぶが、これは川端儀助相続人である川端豊吉で

表2 明治20年「鮪網維持方案」によるシロ分け率

10丁府	惣戸数		<table border="1"> <tr> <td>1/3</td> <td>100人分 (12才以下)</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>学校生徒筆墨代</td> </tr> </table>		1/3	100人分 (12才以下)	2/3	学校生徒筆墨代
1/3	100人分 (12才以下)							
2/3	学校生徒筆墨代							
10丁府	2/3	300人分 (老若問わず)	①瀬主シロ ②御初穂料					
	1/3	A						
10丁府	B							
3丁府	3	女75人	2	出稼人の郡在住 20人				
	3	出稼人壮年の戸主 45人	2	出稼人老年の戸主 35人				
2.5	5 惣 船		5 漁業出船					
1.5	1.5 ①	8 世話掛	10人のシロ	5 船頭10人のシロ				
				0.5 ②				
1	神社仏閣修理費							
2	臨時費 (修繕・流行病対策・学校生徒補助費など)							

あり、後の規定からその時の惣代が勤めることがわかり、しかも別称に「鮪網瀬主殿」と書かれている。近世から網を経営してきた川端家がこの時点においても権威をもっていることがわかる。ただし瀬主シロはわずかな金額であり、かつ網シロが計上されていないことは、この段階で網は完全に共有物になっているとみられる。ちなみに、明治三年に行なわれた漁では、配分利益を一三丁に割った内から瀬主(三人分)と金主(四人)が各一丁を得ている。

つぎに全体組織をみると、社員を壱番組から五番組までの五組に分ち、それぞれに世話掛・船頭各二を配している。大浦

内部におけるこの組み分けの基準は明確ではないが、おそらく家並にしたがって戸数の平均化を図っての区分であろう。

イルカ漁は誰かが群れを発見したときに開始される。これをイルカ浦入りといい、ただちに世話掛、船頭と協議し全員が参加する。捕獲の具体的方法についてはさきに見た通りである。獲物は集まってきた商人に対して、水揚げしたまとまりごとに順次、入札によって売却する。商人が集まって来るためにはある程度の日数が必要であったので、取り込みに数日かかるのが普通だったようだ。以前は遠野からも買いに来ていた。ここから遠野まで馬で走れば一日の距離であるが、昔は牛で運んだという伝承がある。

以下、仮に一一〇〇本の水揚げがあったとして、モデルとなる計算式が示されている。以後は、これに従って数字を入れ替えばよいというわけである。収益の配分は表2の通りであるが、全戸・全人口にまず配分し、さらに女性、出稼ぎ人、老人などにも配分がある。もちろん舟を提供したものや、指導者層にも配分されるが、網の修繕費など漁に不可欠の用具のほかに、「流行病ノ節臨時諸費、学校生徒書籍筆墨紙ノ補助」に使われた。ちなみに、この計算式にあてはめた場合、瀬主などの配分高がいかにほどになったかを示してみよう。

この場合、イルカ一一〇〇本の売り上げは四二九円五〇銭である。これを三〇〇丁府にわると、一丁府は一四円三一銭七厘となる。この数字はひとまずおく。規定によって、一〇〇丁府は惣戸数に配分（人名の合計は九四）、一〇〇丁府は実際の出勤者などへ、残りの一〇〇丁府は細分化され、たとえば、瀬主の配当には、一・五丁府を一五等分したうちの二・五となる。1.5ト15

×1.5=0.15丁府ということ、額にすれば二円一四銭八厘となり、全額に占める割合はわずかに〇・五%に過ぎない。江戸時代には瀬主数人で全体の一〇%を占めていたことと比較したい。いっぽう、村の女全体に対しては女、出稼人、老人などに三丁府の割り当てがあり、その十分三を七五人で割ることになる。一人に対しては、 $3 \times 0.33 \div 75 = 0.0133$ 丁府となり、金額としては二厘足らずである。しかし女ひとりでは小額であっても一家から数人の男手が出て、さらに一軒あたりに配当も加算されるわけであるから、現金収入に乏しい時代であっても、イルカはまさに天の恵みであった。

「大浦ノカンジョーナシポー」という、からかい言葉がある。これは「勘定無し坊」という意味で、大浦の子供たちが隣接地区の人たちから言われたものだ。昔、大浦でイルカが大漁だったとき、各戸に配分する水揚シロをいちいち数えないでお椀ではかったという。このことから大浦の人は銭の数え方を知らないとされて、この表現になったとされる。もちろん、やっかみ半分の表現である。

そうしたなかで、瀬主の金額が予想以上に少ないのは、全体構成員を社員と呼ぶ時代にあつて、ある種名譽職的な位置づけになっていたからだと見られよう。比較のために、規定そのものはないが、明治三年三月十七日とある「鮪勘定控」を見てみよう。このときはマイルカが一一一本捕れた。あびし（恵比寿）魚、見物に来た役人などにも一本ずつ分け、さらに二〇本を「割合分申候」として、現物を村民に配給したりし、残り八〇本を当所理右衛門に一一二〇貫文で売却した。この金額から、五五貫文の御礼銭は「申年ノ午年迄分」などという各種の立替

金を清算していく。このほかに宴会費用などを差し引き、残り
は八五〇貫七三〇文となった。その中から一五〇貫文が「あら
て(網)代並ニ網手入等共仕入分」として瀬主に預けられ、最
終的には七〇〇貫七三七文が配当額とされた。これを一三丁に
わけると一丁あたり五三貫文(はしたは予備)となる。そして
まず瀬主(三人)と金主(四人)に各一丁府、残りの一一丁が
一一組に編成された各組に配分された。

この帳面には続きがあるが、意味が不明確な部分が多い。だ
が、ここまででも重要な点がいくつか指摘できる。まず、この
明治三年段階では、瀬主と金主の構成が江戸時代と大差ない組
み合わせになっていたらしく、収益の配分も旧来の慣行に準じ
ている。また毎年五貫文の御礼銭上納はこの段階まで続いてい
て、しかも一一年分の立替がなされていることは、その間には
見るべき漁がなかったと推定される。さらに、集落が一一の組
に分けられていることから、以前の六組が再編成されていたこ
とがわかる。この点については、「先年迄十五丁ニ割合致候得
共、潰軒等有之ニ付、新組之内斗十五人組三丁ニ相成」とあつ
て、戸数の増減に応じて組の再編成が行なわれていたことがわ
かる。

以上のことから、すくなくとも明治初期まではおそらく川端
家を軸とする瀬主が漁全体を統括する立場にあり、近世と変わ
らぬ形でイルカ漁が運営されてきたのだろう。その後、遅くとも
明治十五年あたりまでに大幅な組織上の変化が起こり、イル
カ網の共有化が進むとともに公租なども全員で負担することに
なったと見られる。さらに明治二十年までには村民が「社員」
という意識をもつような変革が起こり、イルカ漁の組織そのもの

のが再編成され、文字通り共有の漁業としての位置づけを確立
したのであった。こうした変化が、さきに制度上の変遷を見た
なかで、県の規則にはないながらもイルカ漁の漁業権申請を出
すというような結果を生んでいたのであろう。

3 聞き取りによる大浦イルカ追い込み漁の実際

大浦在住の秋田半三郎さん(明治三十七年生まれ)は、当地
におけるイルカ追い込み漁の貴重な生き証人である。秋田さん
が二〇歳の時に、最後の追込み漁があつて一人前の青年として
参加した。「わしが最後の世代だ」という。大浦では大正二年
のイルカ漁の様子を撮影した写真が残っており、このあと、二、
四回ほど網を張ったらしいというが、詳細は不明である。大浦
のイルカ漁終焉期の秋田さんの体験をかいつまんで紹介しよう。
大浦はイルカで生業が成り立っている。イルカの来る季節は
決まっていなかった。イルカは湾内に勝手に入ってくる。湾の
外から追い込むようなことはない。湾内に入ってきたイルカは、
フナバタを手で叩いて追い込んだ。この時は三六〇〇から三八
〇〇頭くらい来た。大浦ではイルカをとる専門の網がある。そ
れは藁で編んだもので、目の大きさは一尺から一尺五寸ほど。
イルカを引き寄せてとる網は、ヨーセキという。これはシュロ
の網でコマイ目である。明治末に網が腐ってしまったためにイ
ワシ網を借りて仕切に使ったという。現在大浦の漁協のあるあ
たりはかつて須賀(砂地)であり、そこにイルカを追い上げた
が、近くに二棟の網小屋があつた。こうしてオカにひきつける
と、若い衆が海に飛び込んでテカギをイルカの首の後ろに掛け
て、かついで来る。テカギには紐がついていて、イルカの力が

強くて手にあまる時は、柄を離すと先端が回転して鉾が抜けるようになっていっている。あるいは、大きな長いカギを使用することもある。これはボーカギという。イルカの心臓は、シンゾーともキモともいう。腹から出た子（胎児）は自由に持っていい。漁の時の指揮者はとくにいない。発見者もとくに優遇されるわけではない。仕事に出なくても「ネシロ寝代？」というのが貰えた。船を出せばフナシロ。網は共有だからアミシロというのではない。湾に入ってきてから二日間くらいで仕留める。イルカの種類は、マイルカ、カメヨだが、カメヨ（リクゼンイルカ）は少ない。マイルカの方がおいしいようである。イルカを追い上げる浜の近くにエビスさんの石像が祭っており、イルカがとれた時にはイルカの血を塗った。縁日は旧三月一〇日で、その時イルカがあれば、腹を割いて血をとり、石像に塗った。イルカがない時は、家族の食べるようなものを供えた。

大浦の氏神とされる霞露嶽神社は集落の背後に鎮座する。その境内には風化しかけた恵比寿の石像があり、イルカ漁のあとでイルカの血を塗りたくり、次の豊漁を祈願した。これがもとは浜にあったものである。また社

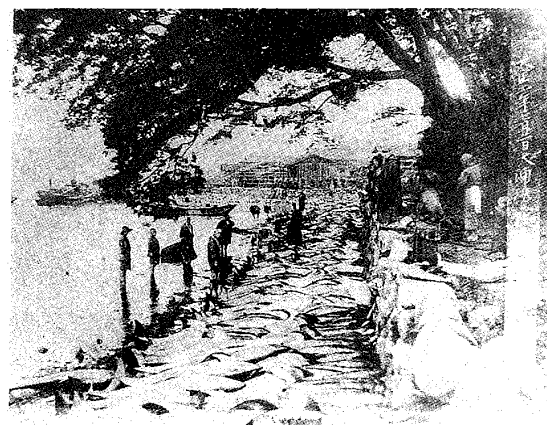
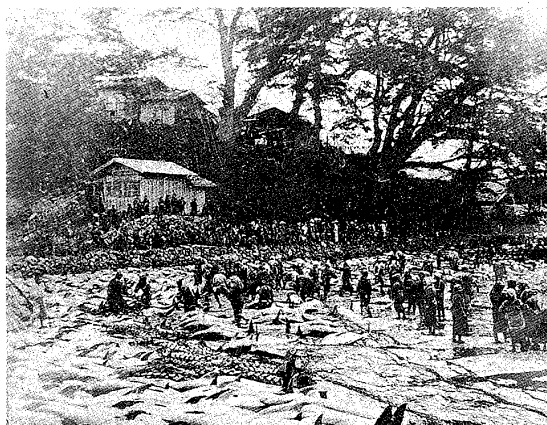


写真6 大正2年7月1日の大浦浜イルカ水揚げ風景（川端弘行氏提供）

殿の懸魚にはイルカが浮き彫りされているが、これはイルカが豊漁であったとき、その記念として奉納されたものといわれる。ちなみに当社の奥宮がこの山中にあって巨岩を御神体としており鉄製の剣などが奉納されている。右のエビス像があるのは霞露嶽神社の里宮である。祭神は木花開耶姫、祭日の三月十日には神楽やイタコが来た。イタコは神がかりしてその年の収穫高を予言したらしいという。昭和八、九年ころに九月十日に変更したが、のちに大漁にあわせて行なうようになったとされる。祈願のための宝剣は三月と九月の各十日に奉納するといふ。かつて海上安全・大漁満足と記したお札を発行していたことから、漁民の信仰が篤かったことがわかる。霞露ヶ岳は霧が深いこのあたりにおいて、山頂だけは霧の上に突き出していることから、海上からの目印に使われた。

川端弘行氏によれば、ユルカの群れを発見した人が「ユルカだ」と叫んで部落に来ると、何の仕事をしていても浜に走り、手近な船の所に行き、テンマには網を、サッパには石を積む。生徒も授業をやめて参加したという。船は誰のものということに関係なく、その場にあったものを使用するので、傷めば共通費で修繕をした。大正二年はよほど大漁であったらしく、青年団が八本のイルカを貰い、その売上金で消防用のヒザル(ズック製の折り畳みバケツ)を購入したと伝える。

イルカ肉の食べ方について、昭和十年生まれの佐々木養太郎さんによれば、肉はイルカ汁、刺身、すき焼き、醤油漬、味噌漬(ニンニク、玉ねぎを入れる)、塩炊き、塩漬けにして少し

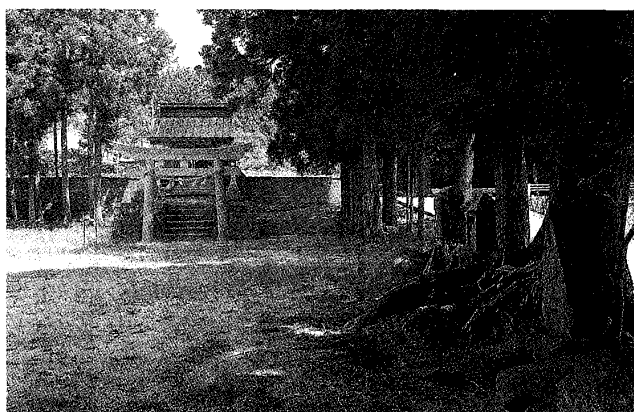


写真7 霞露嶽神社(右側中央の石祠にエビス像がある)(2005年8月撮影)



写真8 社殿の懸魚にイルカの浮き彫りがみえる(1993年10月撮影)

干したのを焼く。内臓はキモは刺身、味噌漬、塩煮、肝臓・マメ(背骨についている)、ハラマキ(内臓を巻いている部分)は味噌漬にして焼く。腸は焼いて食べるとうまい。また大正二年生まれの川端タキさんによるイルカ汁の作り方は次のようである。

肉は二cm程度に切り、熱湯に塩ひとつまみを入れて湯通しする。皮付きのアブラ(脂身)は二cm四方で厚さ〇・五cmほどとし、鍋で少しいたためて油を出す。これにニンジン、ゴボウ、ジャガイモなど肉と同じくらいの大きさに切ったのを入れていため、水を適量入れて煮る。また下茹でをしておいたダイコンをいれ、醤油・酒・塩で味付けをする。さらに豆腐を入れて味



写真9 血を塗られたエビス像(もとは海辺の大榎の下にあったという)(2005年8月撮影)

が染みるように一〇分以上煮る。火から鍋を下げるときにネギをいれる。ダイコンの代わりに凍大根を使うのもよい。

まとめ

岩手県下閉伊郡山田町の旧船越村に属する大浦集落では、近世中期から大正初期まで、絶えることなくイルカ漁を実施してきた。近世の盛岡藩、さらに近代の岩手県にとって、水産業はもっとも重要な産業のひとつであり、しかも幸いなことに資料もよく残っている。そのため盛岡藩の諸策や近代以降の岩手県の水産政策の研究は、日本の漁業発達史にも直接かわるほどの重要な意義をもっている。だが多種多様な漁業のなかで、イルカ漁は法的にはほとんど無視されてきたといってもよい。イルカの回遊、捕獲に適した地形という自然条件を満たさねばならないイルカ追い込み漁は、きわめて特殊な漁だったからである。だが、一部有力者の主導による建網や個人的な小漁に対し、イルカ漁は集落をあげての共同作業でもある。その実態解明は庶民史の観点からも大きな意義があるに違いない。

まず、大浦においてイルカ漁が開始された契機である。これは鯉節製造にかかわる「ふしけずり」の職人によって山田湾が追い込み漁の適地であると指摘されたことがきっかけとなった。そして、資金提供者である金主、資金提供をすると同時に必要な労働力を編成できる地元有力者を発起者として漁が開始された。これが享保十二年（一七二七）のことである。イルカ漁はこの最初の時点から全戸参加という原則が立てられたものと思われる。それは漁のやり方をみれば分かるように、イルカはまっ

たく偶然に湾に入ってくるが、できるだけ早くそれを発見し、できるだけ多くの人間が手近な舟に飛び乗って海上に出、群れを一定方向に追い込まねばならない。ときに数千頭にも及ぶ大群を処理するには膨大な人手が必要である。漁は最初から集落あげての体制のもとに行なわれた。これは各所に設定されたマグローやサケを対象とする建網とは異なる形式である。したがって、実際に漁が始まってみると、かなりの利益を優先的に確保していた金主や瀬主（網本）に対して不満がでる。そこで有力者たちの引き取り分をできるだけ減らし、全体勘定に含めることで、実働部隊としての住民全員の利益を拡大しようという動きが起こったのである。



写真10 織笠の龍泉寺前に平成6年に建立された「いるか供養塔」（2005年8月撮影）

これが「惣勘定打込」と表現された。つまり、イルカ漁に関しては、村の有力者が住民を役するよきな経営ではなく、全住民の共同漁であり、ときに金主の権利の一部を惣仲間で購入取ってしまうことまで行なわれたのである。そのことは、その後しばしば資料に出てくる、イルカは天恵、イルカは漂流物、といった表現に見られるように、

元来が無主のものを全員共同で捕獲するのであるから、利益配分も平等であるべきだという考えを生んだと見られる。イルカ漁の収益は運営に必要な経費を除いたあとは全戸に均等に配分されただけでなく、実際に出漁した者に比べれば額は劣るものの、出稼ぎ中の家族や身寄りのない老人・子供にまで一定の分け前が与えられたのである。さらに、収益の一部は、集落共有の施設、たとえば堂宇や神社の補修、学校の備品や学習消耗品にまで配分された。高橋美貴が主張する漁場の「共有財」的機能の表れともいえよう。

ただし、イルカ漁に関しては、たしかにそのような面をもつと同時に、イルカの回遊という生態学的な特色を考慮しなければならぬ。本文でたびたび触れたように、イルカは他の魚種と異なり、季節さえめぐれば必ずやってくるというわけではない。全く回遊(浦入り)を見ない年が何年も続くこともあった。その意味では突如出現する大群はまさに「天恵」の産物である。この表現は、沖縄県名護市におけるイルカ漁の実施者が言うところの、「イルカはユイモン(寄り物)」、すなわち神が下された贈り物であるという意識と通底するところがある。大浦住民が漁のあとでエビス像に血を塗りとくったという習俗は、長崎県五島列島の事例と全く同じである。これらをあわせ考えると、イルカ漁の背景には、イルカとその恩恵にあずかってきた人々との、特殊な関係があったとみないわけにはいかない。その視点は、既刊の拙稿を参照されたい。

本稿では主として文献によりながら、大浦のイルカ漁の変遷をたどってきた。そして、漁が常に住民の共同労働によって支えられ、それゆえに必要な経費を除いた収益も全戸・全員に配分

されていたことを確認するとともに、その資金的な背景をなしていた瀬主の立場の変化も明らかにした。ただ、大浦集落そのものの民俗的な世界の考察については、不十分なままである。さまざまな行事や社会的習慣のなかには文献からはうかがえないような、イルカ漁組織との関連を示す民俗が存在しているに違いない。もっと多様な観点を追究することが、今後の課題であると考えている。

《注》

(1) 本稿をなすにあたって、現地調査を一九九三年十月と二〇〇五年八月に行い、また二〇〇六年七月には岩手県公文書保存庫での文献調査を実施した。山田湾内におけるイルカ漁については、すでに大浦在住の川端弘行氏が詳細な調査研究をされており、その成果が『山田町史』(上・中)にまとめられている。また内容的には町史と重複しているが、山田町教育委員会『大浦の漁業Ⅰ』(二〇〇〇年)に「イルカ網」の項があり、それが谷川健一編『鯨とイルカの民俗』(三一書房刊、一九九七年)に再掲されている。本稿はこうした川端氏の業績に依拠した部分が大きい。かつ現地調査にあたっても一方ならぬお世話になっただけでなく、本稿執筆過程においても種々の御教示をいただいた。その意味で、本稿は川端氏なくしては成立しえなかった。深甚の謝意を表するものである。また町史編さんに携わっておられる木下善三郎氏にも多くの助言を頂いた。岩手県では永久保存の公文書を一括「岩手県文書保存庫」で保管し、配架位置によっ

て記号をつけてある。本稿においてアルファベットと数字で表された出典は、同保存庫の冊子番号である。その配架目録に基づく詳細な目録は作成途上にあるため、個々の文書の検索は簡単ではない。その点で担当者である岩手県総務部総務室主査・千葉文彦氏にお手数をかけた。木下・千葉両氏に深く感謝申し上げたい。

ここで、イルカの表記について確認しておく。近世の資料では「鮪」と書かれることが多く、近代の公文書では「海豚」が多い。本稿では、史料に即して記述する場合は、史料に出ている表現を用い、筆者自身の叙述に際しては「イルカ」を用いることとする。

- (2) 『山田町史・中巻』五四七頁
- (3) 山田町教育委員会『大浦の漁業』二〇〇〇年、八四頁
- (4) 川端家文書『山田町史・上巻』六四一頁
- (5) 高橋美貴『近世漁業社会の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち』一九九五年、七八頁
- (6) 宇野脩平『陸前唐桑の史料』常民文化研究所、一七八頁以降
- (7) 『山田町史・上巻』六二七～六四〇頁（この資料は佐々木一三家の所蔵であるが、現在原本の所在が不明であるためコピーをもとに翻刻したものである。複写の際に折り目が重なった部分があるため、資料中の欠字は判読不能な個所である。したがって必ずしも正確とは言いがたい部分があるが、いまはこれに従わざるを得ない）
- (8) 高橋美前掲書第一章
- (9) 「覚」川端家文書『山田町史・上巻』六四三頁
- (10) 後述する明治三十四年に川端義兵衛が提出した「特別漁業免許願書」に添付された証拠文書八通のうちの一通で、第一号～五号証、甲一号証、乙一号・二号証と朱筆の貼り紙がある。以後、本文中ではこの番号を記載する。なお『山田町史・上巻』六四二頁にも掲載されているが、単に「岩手県文書」とされている。
- (11) 岩手県『岩手県漁業史』一九四八年、九二五頁
- (12) 佐々木家文書『山田町史・上巻』六四九頁
- (13) 大槌町漁業協同組合『大槌町漁業史』一九八三年、四二五頁～四二六頁
- (14) 前掲『岩手県漁業史』二一三～二一九頁
- (15) 岩手県公文書「明治十年漁場書上帳 税務課」C21-26-140
- (16) 岩手県水産部漁政課『岩手県漁業史料第二輯』一一六号史料、一九五四年
- (17) 前掲『岩手県漁業史』二二二頁
- (18) 高橋前掲書、二三八頁
- (19) 岩手県公文類纂C17-74-250
- (20) C17-67（この報告の一部は『大日本水産会報告』九七号、一八九〇年に、能登半島や伊豆各地の例と共に掲載されている）
- (21) 『山田町史・中巻』七二三頁
- (22) 「明治二十五年漁村之状況 第一課庶務」C16-7-2-43-44
- (23) 岩手県公文類纂第四課農商C15-7-1-209
- (24) 前掲『岩手県漁業史』二二五頁
- (25) 『山田町史・下巻』五六五頁

- (26) 『山田町史・中巻』六三四頁
- (27) 川端弘幸氏所蔵
- (28) C15-5-6-105
- (29) C15-5-6-106
- (30) 以下、この件をめぐる文書は、「明治四十四年漁業免許並登録 勸業課」C14-7-6-103によろ。
- (31) 前掲資料の起案書
- (32) 「明治四十四年 漁業免許並登録 勸業課」C14-7-6-103
- (33) 「大浦小学校百周年記念誌」『山田町史・上巻』六五五頁
- (34) 川端弘幸氏提供
- (35) 川端家文書『山田町史・上巻』六四六頁
- (36) 『山田町史・上巻』一〇四四頁
- (37) 高橋前掲書、一五三頁―一五八頁
- (38) 『山田町史・上巻』六五三頁
- (39) 『山田町史・上巻』六五一頁
- (40) 前掲『大浦の漁業I』八九頁
- (41) 『山田町史・上巻』六四九頁
- (42) 山田町教育委員会『大浦民俗調査記録集・大浦の信仰』二四頁
- (43) 前掲『大浦の漁業I』一〇七頁
- (44) 中村羊一郎「イルカ参詣とイルカ祭祀」『静岡県民俗学会誌』第二四号、二〇〇三年

《資料》

岩手県下閉伊郡山田町大浦の海豚漁関係資料

1 鮪網維持方案

□は原文のまま

(大浦小学校百周年記念誌より『山田町史・上巻』六五五頁)
 一、従来之方法ヲ改良ニス 今般村内社員ト協議ス
 鮪網設置スタルニ就テハ社員タルモノ浦内ニ鮪来入スルヲ発
 頭スタル者ハ 之ヲ頭取、世話掛ニ告知ス 同盟中互ニ共力同
 心シテ各出船、漁業之手続ヲ為ス 以テ捕獲採収スルヲ旨トス
 因リテ爰ニ各員署名、捺印致相互ニ蔵置スル者也

明治二十年一月

川端儀助相続人

頭 取 川端豊吉[㊦]

同補佐 川端半兵衛[㊦]

共同組合

一、壱番組 世話掛 野田栄蔵[㊦]

同 湊 松右衛門[㊦]

船頭 湊 久太[㊦]

同 阿部留吉[㊦]

乗組員 川端勘蔵[㊦]

(以下、乗組員名 十四名省略。二番組〜五番組まで、世話掛・船頭各一名ずつを筆頭に各組一九名(四番のみ一八名)の総計九四名が捺印している。なお頭取補佐の川端半兵衛は式番組の世話掛、また明治三十五年に海豚漁免許申請の代表となった阿部市兵衛は四番組世話掛である)

定款

第壹款

第一条 鮪網共同社員ヲ五組ニ分チ毎組ニ世話掛式名船

頭式名宛ヲ置キ候事

第貳条 鮪網瀬主頭殿ハ(其当時惣代役)ヲ以テ之レニ

充テ候事

第二條 鮪網瀬主頭殿之補佐タルモノハ前年惣代之役ニ

任附スタル者ヲ以テ世話掛頭トモ唱称スル事

但、補佐タル者ハ前年勤役之者ニ限り其已然ニ

溯ルヘカラズ

第貳款 告示法

第一条 初メ鮪浦入相成タルヲ発頭シタル者速ニ頭取、

世話掛エ届出候而已ナラズ衆人ニモ高声ニテ告

知ス、浦魚之手続ヲナサシメタル者ニハ賞与ト

シテ千分之五手当スル事

第貳条 鮪浦入相成タルヲ発頭スタル者ヨリ忠告ヲ受ケ

タルトキハ 何人ニ限ラズ頭取世話掛ト協議ス

船頭等ニ示ス宜敷漁業着手之手続ヲ成ス捕獲ス

ル事

第三條 前条之忠告ヲ受ケタルトキ居掛之者ハ 互ニ協

議ヲ遂ケ漁業ニ怠サル様 精々注意スヘキ事

第四條 第一条第貳条之忠告ヲ受ケ出漁セントシルニ望

ミテハ、当浦定繫船ハ何人之所有ニ限ラズ乗船

スヘキ事

第三款 売捌法

第一条 捕獲品ハ老番漁ヨリ順次入札ヲ以テ価格相当ナ

ル高札之者ニ売渡ヘキ事

但、買船当浦ヲ積入出帆スル船舶ハ大浦崎マテ

引船ヲ出サシムヘキ事

第貳条 前条売捌キヲ成シトキハ頭取世話掛船頭等ト協

議之上万事取計ヘキ事

第三條 入札ヲ以テ売捌ヲ成シヘキハ勿論ナレトモ其時

ニ望ミ適宜取計ルモ前第貳条 之手続ニ拠ル

ヘキ事

第四款 配賦法

第一条 配当分賦ハ左ニ掲載スタル如ク之レヲ定ム

記

一、鮪 千百本 老田宛 百三十本

老本ニ付 七十五錢宛 百三十本

五十錢宛 百三十本

三十錢宛 百五十本

式十錢宛 四百五十本

但、老番船ヨリ順次□段見込

凡代価四百式拾九円五拾錢

是ヲ三拾丁府ニ割

一、拾丁府 惣戸数ニ配当

一、拾丁府 居掛惣人頭ヘ配当

但、人頭四百ト見積 内三百人ハ老若ニ不拘平当ニ

分賦スル事 内百人ハ拾式才以下小兒ニ分賦スヘキ

内三分一ヲ配当ス 残り式分ハ学校生徒書籍筆墨紙

ノ補助ニ備□スル事

一、三丁府 漁業稼人へ手当代呂

是ヲ拾丁ニ割

三分方 女七拾五人へ手当

三分方 出稼人ノ郡在住式十人ノ見込手当

三分方 出稼人ノ壮年ノ戸主四十五人見込手当

式分方 同老年ノ戸主三十五人ノ見込手当

都合

一、式丁五分 諸船ニ割

内訳

五分 惣船ニ割

五分 漁業出船ニ割

都合

一、壹丁五分 世話料

此内訳

五分 瀬主代呂

五分 世話掛十人ノ代呂

五分 船頭十人代呂

五厘 御初穂料

一、壹丁府 神社仏閣修繕費

但、此金額ハ社中協議ノ上時宜ニ抛リ普請等ニ用ユル事

ヲ得ヘシ

一、式丁府 臨時費

但、□網維持方ニ付修繕費外流行病ノ節臨時諸費 其他

学校生徒書籍筆墨紙ノ補助ニ備置候事 最モ頭取世話

掛等協議之上ナラテハ支出不致候事

都合

第五款 罰賞法

第一条 漁業ノ時ニ際ス稼人乗組タル船舶ヲ其船主ノ於テ相

拒ミ妨害スタル者ニハ捕獲スタル代価之配当ヲ三度

配賦ヲ不致候事

居掛之稼人ニテ捕浦入スタルモノ告知ヲ受ケナカラ

出稼ヲ遅延ス或ハ怠慢スタル者へハ前条之配当ヲ三

度限リ配賦ヲ成サ、ル事

第三条 海陸共ニ漁業中捕獲スタル品物ヲ壹本タリトモ隠蔽

スタル者等発覚スタルトキハ頭取世話掛へ届出談示

之上其筋ノ処置ヲ乞モノトス

第四条 頭取世話掛タリトモ猥リニ配当スヘキ金額ヲ勝手ニ

費消スタルトキハ勤務中タリトモ(当時頭取惣代ノ

役)配賦ヲ不致候事

第五条 漁業中之船舶ハ勿論船具等 其他之物品タリトモ破

損スタルトキハ相応之替品ニテ相償ヘキ事

但、貸主ノ承諾上損料金ヲ以テ相償フコトアルヘシ

右之箇款ニ触サル様堅ク相守可申候也

明治二十年一月

追加

第壹款

第一条 中世話掛役 船頭役ノ任季ヲ守メ滿三年ヲ以テ一同

期トス 其期限内故障アリテ退役スルカ又ハ他行中

壹ヶ年以上在村セサルトキハ 臨時更撰致現役ニ充

ツル事

但、世話掛拾名中ノ更撰ヲ要スルトキハ 其当時伍長役ヲ勤ムル者ヲ当撰人トス 其他ハ現役ニ相当スルモノ撰ミ之レニ充テ候事

第三式条 中瀬主頭取ハ 其当時惣代役トアルモ時ノ行政変遷ニ因リテ其名称ヲ異ニスルコトアルトキハ伍長以上ノ役ニ当リタルモノヲ以テ之レニ充テ 同役ノ者式名以上ナルトキハ其耆人ヲ撰定スヘキ事

第四款

第一条 中居村ノ者他村へ全戸寄留スタル者ハ 其月ヨリ配当致サブルヘシ 若他村人ニシテ全戸寄留ス此地ニ壱ヶ年以上壱戸ヲ構此地ノ負担ヲ分任スルモノへハ配当可致候事

但、戸主非戸主ニ拘ハラズ出稼他行ス壱ヶ年以上在宅セサル者ハ人口割ヲ分賦セズ 在宅セル家族ニ限り相当スルモノヲ附与スヘキ事

2 明治三十四年大浦住民陳情書

(川端弘行氏所蔵)

(表紙)

内務大臣へ陳情書

岩手県下閉伊郡舟越村字大浦住民

陳情書

虔而書ヲ現官内務大臣・大蔵大臣両大臣閣下ニ捧呈ス、伏シテ

惟フニ国ノ富強国ノ衰退ハ、洋ノ東西ヲ問ハス、時ノ古今ヲ問ハス、世ノ文(ママ)野ヲ論セス、人民自主自立ノ魂ヨリ起因湧出セルモノニシテ、決シテ偶然的夢想ヲ面クカ如キ架空ノ出来事ニアラサルコトハ、敢テ不肖等ノ贅言ヲ竣タス明々瞭々タリ、熟々現今実業界如何ヲ觀察スルニ、陸ニ海ニ他邦人ヨリハ遅テ牛後ヲ殊占メ我国ノ如キハ、他邦ニ比シ最モ微々乎タル一ノ孤島ニシテ、之レヲ環ラシニ海ヲ以テセリ、是畢竟天然我ノ特産ヲシテ全ク海産ニ帰セシメントノ天意ニアルモ、如何セン之レカ障碍物ニ遮キラレ意ノ如ク他邦人ト肩ヲ竝フヲ得ス、為メニ本業上大ニ不振ヲ来タシ、今ニ乳児ノ歩漸クニシテ稍々牛後ニ鞭チカ如シ、実ニ慨嘆ノ至リニ堪ヘス、豈亦長歎息セサルヲ得ンヤ、噫乎曩ニ尊嚴ヲ冒瀆シ打電セシ要ハ、我々同盟事業捕獲高百分ノ三十ヲ、本村船越村カ無妄無情ニモ村債償却ヲ名トシ恣マニ我々独特ノ私上ニ侵入、何税トヤラ賦課セントノ議決アリタル由、惟フニ恐クハ世ノ最貴最重タル行政機関ヲ幫助セル法人ノ職トシテ、寔ニ穩当ノ措置ト云フヲ得ス(文意ママ)、否之レヲ無視スルヲ得ス、何トナレハ捕事業ノ如キハ、素ト無季浦入ノ漂流物同様ノモノニシテ、我々住所タル山田湾内大浦住民該事業同盟者カ、折角爪ヲ血ニシ額ニ汗シテ、或ハ鍬ヲ賣リ或ハ鋤ヲ甞リ或ハ帆ヲ典シ梶ヲ転シテ、捕獲要具タル網及船ヲ繕ヘ漸クニシテ稍々漁具ヲ完備シ、其概価千有余円以テ山田湾内他町村住民ト踵ヲ争ヒ、或ハ漁民ノ喧騒等枚挙ニ遑アラス、而シテ当大浦々ハ天然恰モ瓢箪形ニシテ能ク捕獲ノ便ニ適ヒ、往古ヨリ湾内殆ント捕業ニ於ケル我カ力有ノ如キ感アリキ、而シテ湾内他町村住民モ亦、我々大浦々ハ天然地ノ利ヲ占メアレハ如何セン、之レカ競争ヲ始ムルヲ得ス、唯傍觀の二人

ノ資社ヲ數ヘ居タリシモ、數年前ヨリ俄カニ競争場裡ト相成否
 □二人ノ祉ヲ羨ヤミ、障碍的ニ之レカ担路ヲ遮キラント、或ハ
 右ニ或ハ左ニ或ハ陰ニ或ハ陽ニ、所々害ヲ伏セル尠少ナラス、
 為メ二十中ノ八九ハ双方何レモ獲得スルヲ得スシテ、遂ニ莫大
 ノ資無比ノ群魚ヲシテ空シク生ヲ得セシムル等、思ヘハ軼々斷
 腸ノ至リニ堪ヘス、噫乎而シテ之レノ失望歸路ノ光景ヲ見ハ、
 寂々寥寥惘然トシテ声ナク櫓ヲ止メ權ヲ揚ケ汗ヲ拭ヒテ歸船ス
 ルノ状、最モ悲ムヘク最モ哀ムヘキ慘亦慘ノ裡ニテアリキ、抑
 モ本村船越村ハ、字舟越字田ノ浜字大浦トノ三部落ニ分レ(舟
 越一三戸田ノ浜二四〇戸大浦九五戸総戸數四六六戸)、村会
 議員十二名ノ内大浦出身二名ニシテ如何トモ他ヲ防クヲ得ス、
 其各部落トノ間隔ハ一里半乃至里余、往古ヨリ此境一致セス殊
 ニ該舖ハ素ト根源ナキ漂流物同様無季ノ浦人物ナレハ、或ハ數
 年ヲ絶テアリ或ハ一兩年ヲ繼クアリ、春夏秋冬更ニ別ナク、何
 時カ浦入セルノトキ始メテ其発見者ヨリ高声多數ヲ呼集シ、地
 元男女凡ソ三百有余人、一瞬間激浪怒濤ヲ凌キ殆ント戰場ノ
 繁ナリキ、斯カル不時ノ資社ヲ得ルハ独天幸ニ頼ルモノナレハ、
 強テ浦入斷シテ獲得シト云フヲ得ス、是レ畢竟之レカ漂流物同
 様ノモノナレハ国力税目源ヲ設ケス安全ニ措ク能ハサル所以ナ
 リ、窃カニ本村カ課税セントノ意肯ヲ探知セハ、只一時村債償
 却ヲ名トシ、其他何ノ説明理由モナク茫茫々架空カマシキ妄
 説ヲ構ヒ、恰モ盲者ノ杖ニ当ルヲ幸トセルモノ、如シ、是レ誠
 ニ兒戲ノ弄ト云ハサルヲ得ス、縱シ仮リニ是等税源未確否無一
 無定無季無□各輸出物浮キ物ニ課税センニハ、或ハ昔時異邦野
 蠻時代ノ苛政ニシテ、現時全世界ト竝立セル今世ニアリテハ、
 殆ント婦女の嗤誹ヲ免カレス、否嗤誹ヲ免カレサルノミナラス

税源否税目ナキニ不定ノモノニ賦課スルヲ得ス、是等特別税ノ
 如キハ、民力休養上誠ニ穩当ナラサルコトニシテ、國ノ輸出入
 物ノ如キハ特別税ノ精神ニ悖戾セン違法ノ措置と云フヲ得ス、
 是レ恰モ実ニ根本ナキニ枝葉ヲ採ルカ如シ、誠ニ木ニ縁テ魚ヲ
 求ムルノ嘲ノミ、古語ニ曰ク、淵ニ臨ンテ魚ヲ羨ヤマンヨリハ
 退テ網ヲ結フニ如カストカ、宜ナル箴言ヤ矣、仮リニ一步ヲ讓
 リ課税セシナランニハ、如何ニ未會有ノ天賜ヲ見ルモ、何ヲ以
 テカ利トナシテ舟ヲ行リ櫓ヲ漕キ汗ヲ流シテ再ヒ競争場裡ニ腕
 ヲ鼓スルヲ得ン、否腕ヲ鼓スルノ勇ナキノミナラス、斷シテ獲
 得スルヲ得ス、一朝獲得スルヲ得レハ遂ニ唯空シク天然ノ運利
 ヲ埋没スルニ他ナク、遂ニ延ヒテ國ノ生産的事業ヲ阻變スルニ
 外ナシ、是ニ歎亦歎ノ極ナリキ、俚言ニ一モ採ラスニモ採ラス
 真ノ水掛ケ論ニ過キササルヤ必セリ、嗟乎仮リニ亦該舖の如キ税
 漁否税目ナキ無季拾得物同様ノモノニ本村舟越村カ村債償却上
 一ノ彌縫窮策トシ課税セントセハ、尚ホ進ンテ公手ニ各自所權
 ノ動不動産ヲ挙ケ一村有ト為シ、貧富平均ヲ実行シ一村均一ノ
 税率ヲ以テ賦課スルヲ得ス、何ソ自村三部落ノ或ル一部分、戸
 數最モ僅少ナル大浦住民私得業否不時ノ漂着物同様ノモノニ
 ミ課スルトコヲ得ン、若シ一朝課税シタランニハ徒ラニ世ノ不
 生産的、否國ノ財力ヲ衰頽セント云フモ敢テ過言ニアラサルナ
 リ、左ナキタニ人間テフ云フモノハ、可成的勞ヲ厭ヒ煩ヲ厭ヒ
 逸ニ走ルハ先天的自性トモ云ヘキ程ノモノナレハ、亮ニ天賦自
 主自立ノ權ヲ脱却シ、唯俚言ノ運ト家宝ハ寝テ待テトノ遁世的
 長物トナルニ如キス、実ニ抱腹絶倒啞然トシテ言フヲ得ス、嘻
 乎中略蓋シ亦層一步ヲ讓リ本村舟越村カ仮リニ課税セントセハ、
 須ラク之レカ充分ノ保護ヲ与ヘサルヲ得ス、然ルヲ況ンヤ茲ニ

於テオヤ、熟々現時競争者目下湾内住民紛々乎タル実況ヲ見ハ、
 毎時他町村漁民ニ凌駕セラレ互ニ競争場裡ニ出没シ、為メニ捕
 獲ヲ碍害セラレツ、アル限りハ、何ヲ以テカ之レカ防禦策ヲ講
 スルヲ得ン、嗚乎窃カニ惟フニ 明治聖上の叡慮體スルトコ
 ロ、国ノ法律百般ノ御制アル、長夜ノ眠ヲ冒サレス、路傍ノ夢
 ヲ覚マサレス、心長栄ニ此ノ世ヲ送クラル、ナト想ヒ思ヘハ、
 涙潜然亞クニ血ヲ以テセリ、斯カル絶大ノ御鴻恩ニ浴シツ、ア
 ルハ、殆ント天下草木ノ雨露ヲ被ムルト一般、呼乎斯ノ如キ恩
 遇ヲ得シナハ、誰カ臣民タルモノ焉ソ能ク進ンテ義勇報公ノ
 念ナカルヘカラス、矧ンヤ直接關係膝ヲ交ヘ談ヲ共ニスル自村
 ニ於テオヤ、然全リ而シテ本村舟越村カ該鮪業ニ於ケル開初当
 時ヨリノ事柄ヲ回想セハ、未タ曾テ厘錢タモ補助若クハ其他ノ
 保護ヲ与ヘタルコトナク、却テ之レカ偶々得ルトコロノ天賦ノ
 寶ヲ羨ミ、或ハ時々或ハ不穩カマシキコトナト申立ツル尠カラ
 サリキ、真ニ是レ他觀ヲ以テセリ、誠ニ冷亦冷ト云ハンヨリハ
 寧口自村団体自治ノ精神ヲ失脚却センモノト云フヲ得ス、聊カ
 尊嚴ヲ冒流シテ敢テ苦言ヲ陳情ス、伏シテ請フ庶幾クハ、幸ニ
 不肖大浦住民漁夫ノ微衷ヲ許容セラレ、憐ヲ垂シ愛ヲ垂レテ速
 カニ閣下公明正大ナル御高見ヲ以テ、本村舟越村鮪課税申請ノ
 件、断然之レカ允許ヲ与ヘサランコトヲ、誠恐誠惶頓首頓首百
 拜

明治卅四年四月十六日

内務大臣男爵末松謙澄 殿
 大務大臣子爵渡辺国武 殿

阿部 市兵衛
 阿部 平吉
 川端 豊吉
 川端 源七
 川端 仁右衛門
 川端 勘七
 阿部 嘉兵衛
 山崎 忠吉
 生駒 利十郎
 野田 権右衛門

岩手県下閉伊郡舟越村

字大浦住民

鮪世話係

川端 半兵衛